

徳島県国土強靱化地域計画

平成27年3月

徳島県

目 次

はじめに	1
I 計画策定の趣旨、位置付け	2
II 基本的な考え方	3
III 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	6
IV 国土強靱化の推進方針	14
① 大規模自然災害が発生したときでも全ての人命を守る	15
② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる （それがなされない場合の必要な対応を含む）	29
③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	39
④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	43
⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を 機能不全に陥らせない	43
⑥ 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、 ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早 期復旧を図る	49
⑦ 制御不能な二次災害を発生させない	55
⑧ 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復 できる条件を整備する	60
横断的分野	66
V 施策の重点化	69
VI 計画の推進と進捗管理	70
（別紙1） 起きてはならない最悪の事態の様相	71
（別紙2） 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	77
（別紙3） 国土強靱化の推進方針における「BCP」	106
（別紙4） 重要業績指標一覧	107
（別紙5） 国土強靱化地域計画策定検討委員会名簿	114

はじめに

本県では、甚大な被害をもたらした「東日本大震災」の発災後、ただちに「地震津波減災対策検討委員会」を設置し、「東日本大震災」の課題と教訓から、これまでの防災だけでなく、新たに「助かる命を助ける」という減災の視点を加えた地震・津波対策の抜本的な検討を進め、これまで県が取り組んできた各種施策の検証を行うとともに、今後、早急に実施すべき対策を網羅した「『とくしまー0（ゼロ）作戦』地震対策行動計画」を取りまとめ、南海トラフ巨大地震や直下型地震発災時の死者ゼロを目指すことを基本理念として、地震・津波対策を迅速かつ確実に実施してきたところである。

国においては、平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定し、今後、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めていくこととしている。

一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国における基本計画の策定に引き続き、地方公共団体において、各々の地域の強靱化計画が策定され、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要である。

このため、本県においては、「南海トラフの巨大地震」に加え、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害及び突発的な豪雪による災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「県土の強靱化」の推進を図るため、国土強靱化に関して本計画以外の県の計画等の指針となるべきものとして、「徳島県国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定するものである。

なお、「地域計画」は、様々な分野の有識者からなる「徳島県国土強靱化地域計画策定検討委員会」を設置し、各委員の意見や提言を適切に反映し、策定を行った。

I 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

本県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震や直下型地震発生後の死者ゼロを目指し、迅速かつ強力に取り組んできたところであるが、近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきた。

このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。本県においても、国と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な県土」をつくりあげ、県民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、地域計画を策定する。



眉山から見た徳島市

三好市落合集落

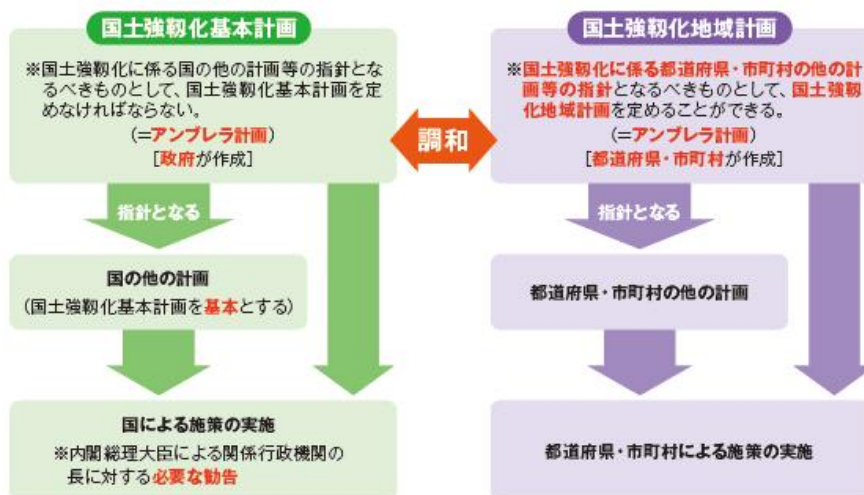
美馬市うだつの町並み

太平洋に臨む美波町

2 地域計画の位置付け

本地域計画は、「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、県土強靱化に関し、「地域計画」以外の本県の計画等の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、平成30年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

Ⅱ 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- ④ 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも全ての人命を守る
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 県土強靱化を推進する上での基本的な方針

- ① 県土強靱化に向けた取組姿勢
 - ・本県の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組にあたること
 - ・短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
 - ・本県が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
- ② 適切な施策の組み合わせ
 - ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進



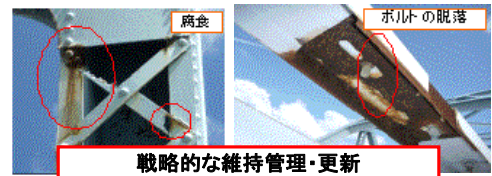
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと



- ・非常時のみならず、「普段使い」ができる対策となるよう工夫すること

③ 効率的な施策の推進

- ・ 県民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、資金の効率的使用により、施策を重点化
- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PFIによる民間資金の活用を図ること
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること



④ 地域の特성에 応じた施策の推進

- ・ 本県の特性を踏まえた本県独自のものとして、先進的な取組を反映

「戦略的災害医療プロジェクト」

○ これまでの災害医療
急性期の医療、救助・救急体制
医療と防災関係機関の連携

◎ これからの災害医療（全国に先駆け展開）
「時間軸」・「連携分野」を拡大

◇ 平時から災害時へ、災害時から平時へ
つなぎ目のないシームレスな医療を提供

◇ 「地域ぐるみ」による 医療提供体制を構築

全国屈指のICT環境を活用した「災害時情報共有基盤」の拡充

災害情報 光ブロードバンド王国・徳島

災害時情報共有システム

県 市町村 ライフライン事業者 ビッグデータ

災害情報の集約

アラートへ情報提供

県内災害情報の共有基盤を実現

全国を先導する「BCP(事業継続計画)」の推進

県版BCP(南海トラフ巨大地震編)

- ◆ H20.3 都道府県で初めてBCPを策定
- ◆ H24.3 東日本大震災を教訓に見直し(暫定版)
- ◆ H26.3 南海トラフ巨大地震の「津波浸水想定」、「被害想定」を踏まえた改定

徳島県農業版BCPの策定 H25.6

- ◆ 津波・塩害対策等に向けたBCPを策定
- ・ 発災時の津波・塩害への備え
- ・ 農地復旧はじめ営農再開への手順を整理
- ・ 農業者向けマニュアルも整備

L2対応 全国初

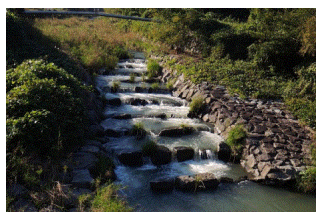
1年前倒で策定

除塩作業(湛水)

- ・人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること。
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること



- ・女性、高齢者、子供、障がい者等に十分配慮して施策を講じること
- ・地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮



Ⅲ 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本県の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、県土の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2 本県の特性

① 地勢

本県は山地が多く、全体面積の約8割を占めている。中央部を東西に走る四国山地は、急峻で県を南北に分ける分水嶺となっており、その北方を流れる吉野川は、高知県瓶ヶ森を水源とし、三好市池田町から中央構造線に沿って東流し、下流に行くにしたがって広く、くさび形の徳島平野をつくり、紀伊水道へ注いでいる。



吉野川の北に位置する讃岐山脈は、全般的に低く、山麓には扇状地が発達している。吉野川下流の低地は、勝浦川や那賀川の低地とともに水田地帯となっている。

また、剣山（1,955m）に源を発する那賀川は、急峻な山地部に深いV字型の溪谷を刻みながら東流し、下流には三角州扇状地が広がっている。

県南には、広い平野が少なく、蒲生田岬以南では山地が直接海に迫った岩石海岸となっており、県北の砂浜海岸とは著しい対照をなし、海は深く、港湾、漁港に適した地形となっている。

なお、海岸線延長は、約393kmに及んでいる。



剣山

吉野川河口

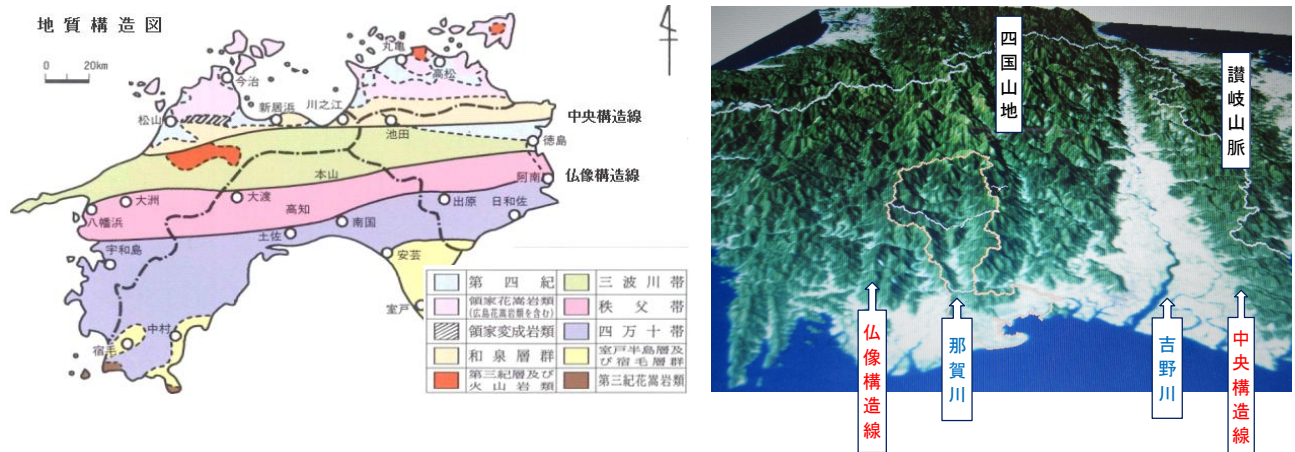
美波町阿部地区

② 地質

本県の地質構造は、東西に中央構造線、仏像構造線などの構造線が走り、北から、和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯に分けられる。

中央構造線の北側の和泉帯は、風化されやすい砂岩から形成されている。中央構造線の南側の三波川帯は、古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩から成り、深部まで基岩が破碎され、地質が非常に脆弱であることから、多数の地すべり地が分布しており、日本有数の地すべり地帯となっている。

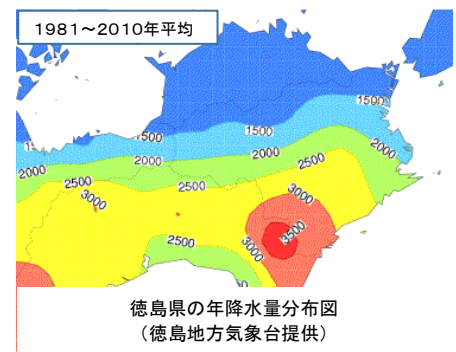
※国土交通省所管の地すべり防止区域は、箇所数、面積とも全国2位である。



③ 気象

気温は、年間を通して比較的温暖である。降水は、剣山南麓を中心とした多雨地域と、吉野川北岸を中心とした小雨地域に大別される。年間降水量は、那賀川上流域と海部川流域が最も多く、3,000ミリを超え、多い年には5,000ミリ近くを記録することもある。

また、本県は、日照時間が長く、天候が良いため、年間日照時間は、全国第5位(2008年・気象統計情報)となっている。



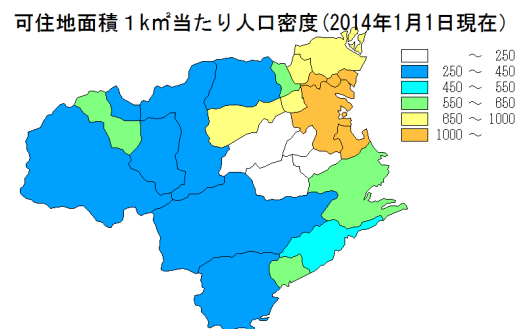
④ 人口

国勢調査の結果によると、2010年10月時点での徳島県の人口は、785,491人となっており、前回(2005年)に比べ24,459人減少し、1990年以降は少子高齢化の影響などにより減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいる。

県土の人口分布は、東部地域に人口の74%が集中しており、中でも東部都市計画区域は、面積が県全体の13%にすぎないが、人口は県全体の約63%を占め、本県の行政、経済、文化の中心地域となっている。

それら都市地域の多くは、かつての氾濫原や津波の影響の受けやすい海岸沿いにあり、「水」による災害リスクが高く、軟弱地盤も多い地域である。

一方、中山間地域においては、過疎化とともに高齢化が進み、小規模高齢化集落が増加している。このため、農地や森林の保全活動が低下し、中山間地域が保有する水源かん養などの多面的機能の維持も困難な状況となっている。

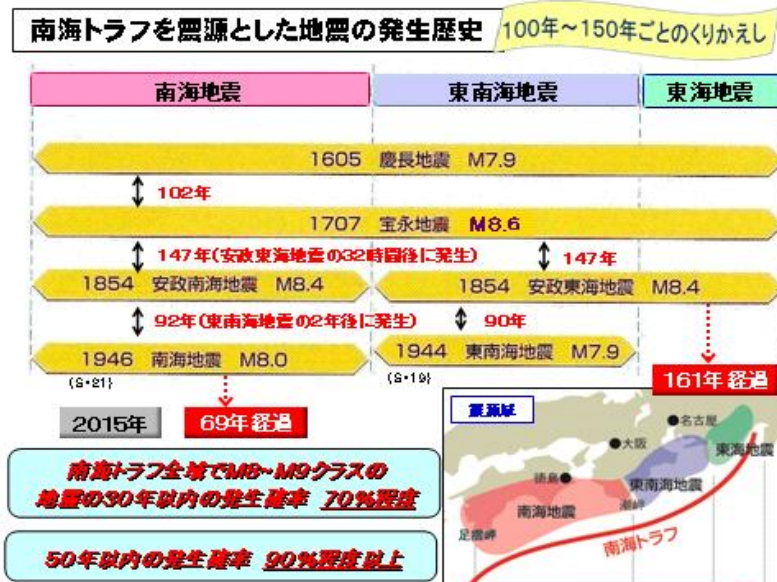


⑤ 災害の歴史

(1) 南海トラフ地震

本県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、4度の地震・津波に襲われている（下図参照）。南海トラフ地震は、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を開けて発生している。

平成27年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると70%程度となっている。



康暦碑(美波町)



正平南海地震・津波 (1361年)の供養碑 (日本最古の津波碑)

【参考】記録に残る日本最古の津波は、日本書紀に記された684年の白鳳南海地震によるものである。

(2) 大規模な水害

本県では、吉野川、那賀川が代表的な一級河川であり、これらの支派川のほか、四国山地から東流して太平洋に注ぐ、数多くの二級河川がある。また、本県は台風の常襲地帯であることから、これらの河川は幾度となく大規模な氾濫を繰り返し、大きな被害を与えてきた。

特に吉野川は、「四国三郎」とも呼ばれ、我が国の3大暴れ川の一つであり、かつては、毎年のように氾濫し、流域の人々を苦しめてきた。その名残として、高地蔵や高石垣の家が各地に見られる。

西暦	年号	要因	被害状況
886	仁和2年		大洪水、河道が岩津の南に変わる
1849	嘉永2年		酉の水 死者250人
1866	慶応2年		寅の大水 死者2140人～3万人余
1888	明治21年		死者30人
1912	大正元年		死者81名、浸水面積28000ha
1934	昭和9年	室戸台風	死者行方不明者39人、住宅全半壊2190戸
1945	昭和20年	枕崎台風	死者12名、浸水面積3248ha
1961	昭和36年	第2室戸台風	浸水面積8638ha
1976	昭和51年	台風17号	全壊流出家屋109戸、浸水面積12704ha
2004	平成16年	台風23号	浸水面積7645ha



うつむき地蔵 (徳島市国府町東黒田) 1811年建立



高石垣 (美馬市穴吹町舞中島)

(3)大規模な土砂災害

本県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、明治以降、発生した深層崩壊（下図参照）でも大きな被害を受けており、例えば、明治25年7月、台風に伴う集中豪雨により那賀町の高磯山が崩壊し、人家十数戸と住民60余人が埋没した。また、崩壊土砂が、那賀川をせき止め湛水し、その後決壊をしたため、数百戸の人家が流出している。

また、昭和51年9月、台風17号の豪雨により発生した地すべりや土石流により死者・行方不明者が発生。美馬市穴吹町では、発生した地すべりにより70戸が集団移転を余儀なくされた。



高磯山崩壊の石碑(那賀町)



高磯山崩壊の慰霊碑(那賀町)

(4)豪雪による災害

本県は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象により、豪雪による災害が発生する可能性が高まっている。平成26年12月に、県西部の山間部を中心に降った雪は、広範囲にわたって沿道の木々を倒したため、道路の通行止めや電気、電話の途絶を引き起こし、長期にわたり多くの集落が孤立したところであり、改めて、豪雪災害に対する備えの必要性が認識された。



大雪の状況



ビニールハウスの損壊



倒木による県道の通行止

平成26年12月豪雪による被害

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、「2 本県の特性」や

- ① 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%程度となっていること。
 - ② 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。
 - ③ 近年、台風は大型化し、集中豪雨が激化していること。
 - ④ 平成26年12月の豪雪により、県西部の広い範囲で5日間にわたり孤立集落が発生したこと。
 - ⑤ これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。
- などから、次のように決定する。

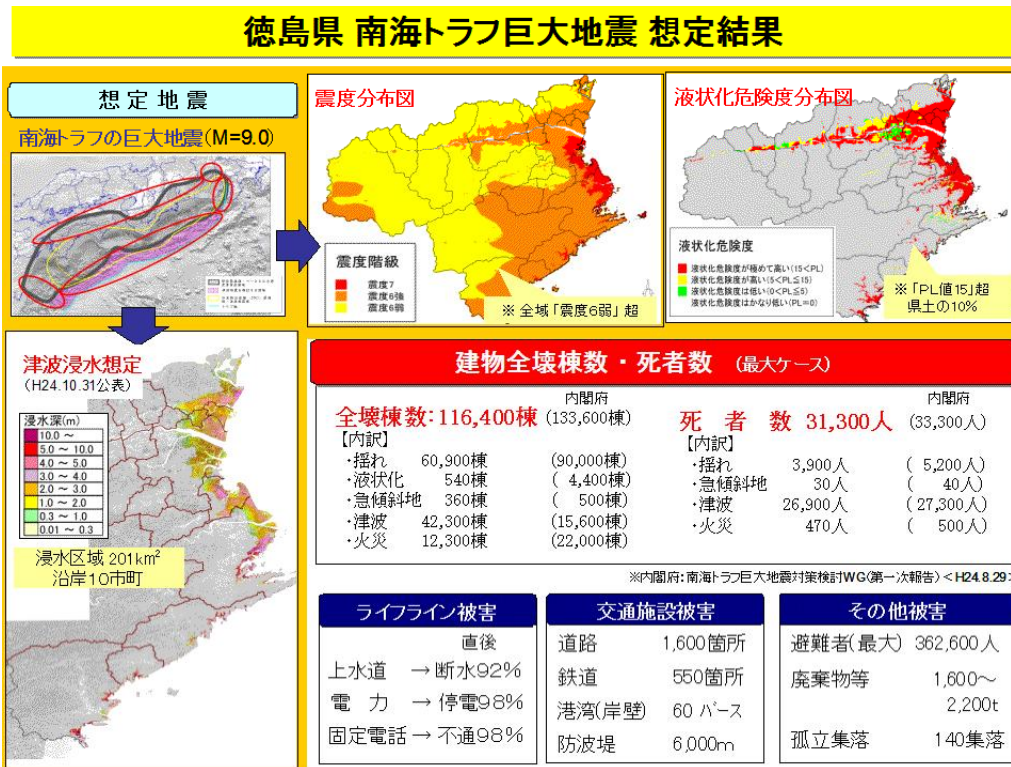
自然災害の種類		想定する規模等
南海トラフ地震・津波 (直下型地震を含む)		南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。
台風・ 梅雨前線 豪雨・豪雪 等	大規模水害	100年から150年に1回の大雨や高潮等による水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	崩壊土量100万m ³ 以上の深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定



(徳島気象台ホームページより)



【参考】南海トラフ巨大地震想定結果



4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別的施策分野と4つの横断的分野とした。

(1) 個別施策分野

①行政施策分野	行政機能 警察・消防等	
②住環境分野	住宅・都市 環境	
③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉	
④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産	
⑤国土保全・交通分野	交通・物流 国土保全 土地利用(国土利用)	

(2) 横断的施策分野

①リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策	
②長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等	
③研究開発分野	簡易耐震化・LED製品等	
④過疎対策分野	地域コミュニティと連携した森林の保全等	

5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本県の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして39の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでもすべての人命を守る	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-7 多数の災害関連死の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7 被災地における感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に基大な影響が発生する事態
		5-5 食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

また、「起きてはならない最悪の事態」の様相は別紙1のとおりであり、これを念頭にこの最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

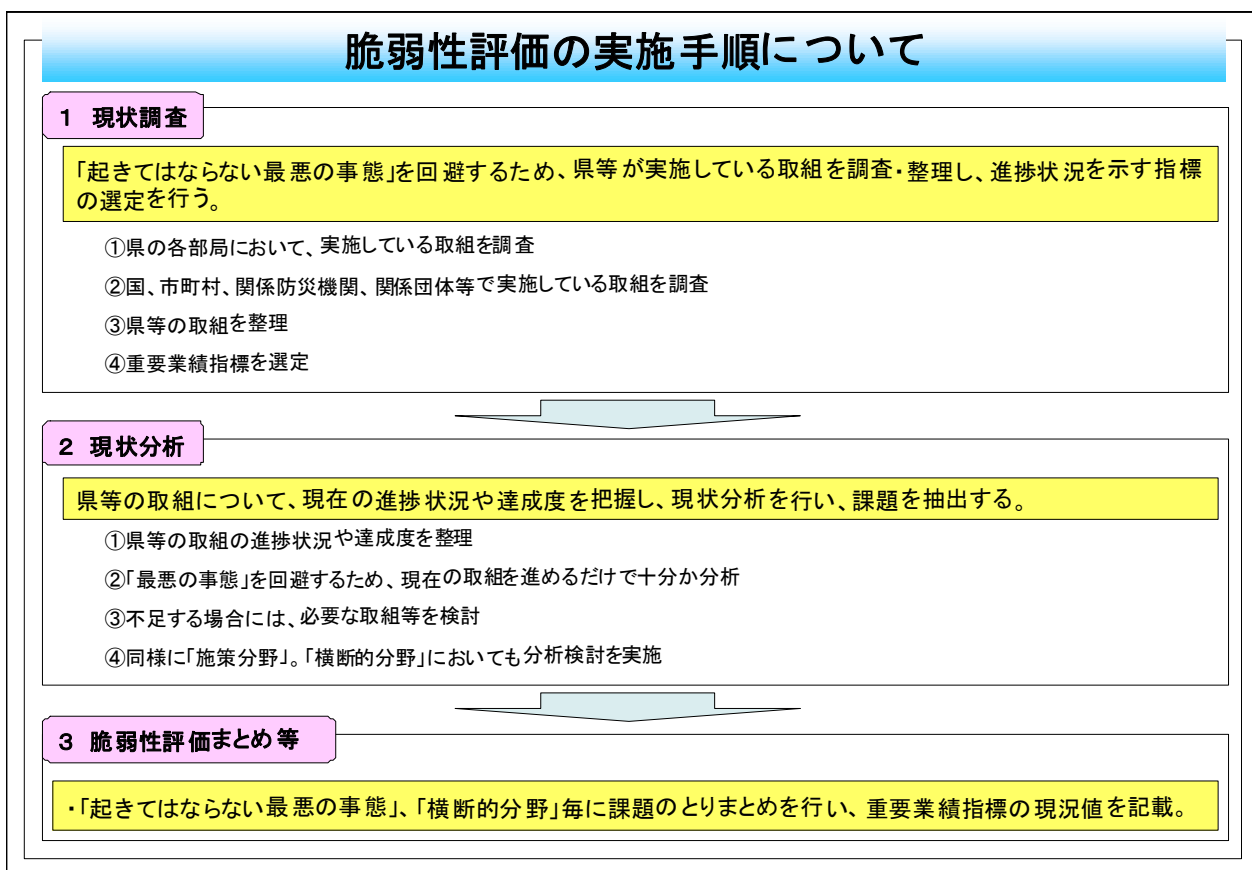
6 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

7 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により実施した。



8 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果及び評価にあたって活用した重要業績指標とその現況値は、別紙2のとおりである。

IV 国土強靱化の推進方針

●プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、また、「県土強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

●施策の重点化

39のプログラムについては、本県が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画との一体性等を考慮し、プログラムの重点化を行うこととする。

【推進方針の取りまとめイメージ】

個別施策分野

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					推進方針	重要業績指標
			行政施策分野	住環境分野	保健医療福祉分野	産業分野	国土保全交通分野		
1 人命の保護が最大限図られる。	1 すべての人命を守る	1-1 〇〇〇		○				起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組の方針	住宅の耐震化率
		1-2 〇〇〇					○		重点整備河川の整備率
2 重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。	2 救助・救出、医療活動	2-1 〇〇〇		○		○	○	起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組の方針	土砂災害に係る基礎調査の実施率
			○			○			○
3 ……	3 〇〇〇								
4 ……			○						

横断的分野

リスクコミュニケーション	横断的分野の推進方針
長寿化対策分野	
研究開発分野	
過疎対策分野	

1 大規模自然災害が発生したときでもすべての人命を守る

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、県下全域が強い揺れに見舞われ、耐震化の不十分な建物の倒壊や火災が各所で発生し、沿岸部には、大津波が襲来したことから、多数の人命が失われる。
- ・ 大型台風の来襲により、河川堤防が各地で決壊し、県内の広い地域で甚大な浸水被害が発生する。また、山間部では、土石流、地すべり、がけ崩れが多発し、大規模な深層崩壊も発生し、多数の犠牲者が出る。
- ・ これらの災害に対する情報伝達の不備による避難行動の遅れから死傷者が発生したり、避難生活の長期化による災害関連死も発生する。

推進方針(概要)

1-1) 建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物の耐震化
 - ・ 木造住宅等の耐震化促進
 - ・ 民間建築物等の耐震化促進
 - ・ 学校施設・社会福祉施設・災害拠点病院の耐震化促進



1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 自助・共助の取組強化
 - ・ 家庭でのFCP(家族継続計画)の普及
 - ・ 災害遺産を活用した防災啓発の充実
 - ・ 地域ぐるみの防災訓練の実施
- 防火・消火体制の整備
 - ・ 消火器、感震ブレーカー等の設置促進



1-3) 広域にわたる大規模津波等による死者の発生

- 津波避難路・避難場所の整備
 - ・ がけ地の保全等に合わせた避難場所等の整備
 - ・ 津波避難ビルの指定の促進
 - ・ LED蓄電型照明等の整備促進
- 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進
- 水門・樋門の自動化、陸閘の統合合・常時閉鎖の推進



- 津波避難意識の向上及び訓練の実施
 - ・ 津波災害警戒区域の指定による津波警戒避難体制の強化や避難訓練の実施
 - ・ 津波からの即避難率100%を目指した啓発
 - ・ 防災士等人材育成
- 災害時要援護者対策の促進

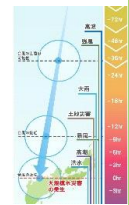


1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 河川整備の推進
 - ・ 吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策を促進
 - ・ 長安口ダム改造事業の促進
 - ・ 県管理河川の整備の推進



- 避難対策の推進及び事前の防災力強化
 - ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定促進
 - ・ 洪水・内水ハザードマップ作成・周知の促進
 - ・ 防災啓発や避難訓練の充実を推進
 - ・ タイムラインの策定による事前防災力の強化



1-5) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生や後年度にわたり、県土の脆弱性が高まる事態

- 土砂災害対策及び森林整備の推進
 - ・ 国と連携した治山・砂防・地すべり対策等の推進
 - ・ 災害時要援護者施設や避難路等を保全する土砂災害対策を推進
 - ・ 森林経営計画に基づく計画的な森林整備の促進



- 土砂災害等に対する防災意識の啓発
 - ・ 土砂法による基礎調査結果の公表
 - ・ 土砂災害啓発マップの公表
- 深層崩壊の発生情報を活用した住民への避難情報の提供体制の構築



1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 情報伝達体制の強化
 - ・ 総合情報通信ネットワークのデジタル化や多重化の推進
 - ・ 「総合地図提供システム」や「Lアラート」による情報提供
- 中山間地域における不感エリアの解消
 - ・ 移動通信用鉄塔施設の整備を促進



総合地図提供システム

- 情報収集・共有体制の強化
 - ・ 「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの普及促進
 - ・ 地震・津波観測監視システム(DONET2)の早期整備支援
- 災害時要援護者対策の推進
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定を促進

1-7) 多数の災害関連死の発生

- 避難環境の向上
 - ・ 公共既存施設の特長を活かした「快適な避難所」の確保
 - ・ 通信販売業者との協定による避難所への物資供給体制を確立



アマノガワバンクョウ株式会社との協定締結式(H26.9.5)

- 福祉避難所の指定促進と装備資機材の充実強化
- 災害医療を担う人材育成
 - ・ DMATの充実・強化を推進
 - ・ DPAT(災害派遣精神医療チーム)の養成

1 大規模自然災害が発生したときでもすべての人命を守る

- 1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- 1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

<要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

- 住宅・建築物等の耐震化は、目標の達成に向けて、啓発活動や人材育成に努めるとともに、県及び市町村で実施している支援の充実を図る。また、耐震シェルターの設置見学など、事例紹介を活用し、耐震化の更なる促進を図る。

- ・ 木造住宅等の耐震化率

約77%（H25）（※暫定値） → 100%（H32）

- ・ 民間建築物等の耐震化促進（補助制度創設） 10市町（H25）
→ 15市町（H30）



- 高等学校をはじめ、小中学校の耐震化に着実に取り組むとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。また、県立学校については、地域の中核的な避難所となるよう、ライフライン機能の確保や避難生活をサポートする資機材等の整備を図る。

- ・ 学校施設の耐震化率 公立高等学校85%（H25） → 100%（H27）
公立小中学校97%（H25） → 100%（H27）
- ・ 県立学校における避難所機能の整備率 53%（H25） → 100%（H30）

- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める。

- ・ 社会福祉施設の耐震化率 86.6%（H25） → 92%（H30）

- 災害拠点病院等の耐震化及び防災用設備等の整備を進める。

- ・ 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 約73%（H25）
→ 100%（H30）

- 県営住宅集約化PFI事業を推進し、耐震化を完了させる。

- ・ 県営住宅の耐震化推進 92%（H25） → 100%（H27）



自助・共助の取組強化

- 震災による被害者が出ないように、県民の防災意識向上のための取組を継続して実施するとともに、県民一斉のとくしま情報伝達訓練や家庭内でのFCP（家族継続計画）の普及、防災メモリアルデーや災害遺産を活用した防災啓発の充実、地域ぐるみでの防災訓練の実施など自助・共助を強化するための取組を推進する。

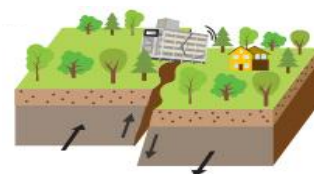


- ・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成 13市町村（H25）
→ 24市町村（H30）
- ・防災士登録者数 832人（H25）→ 1,500人（H30）

- 企業が自らの被害を最小限に抑える取組を支援するため、県内製造業の防災の取組事例を盛り込んだ「企業防災指針」の普及啓発に努め、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度の利用を促進する。

建築物の倒壊等防止対策

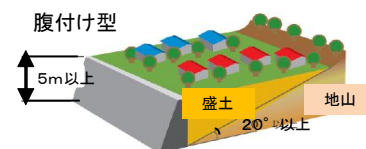
- 中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の「地表面のずれ」による「多数の人が利用する施設」などの倒壊による死者の発生を防止するため、「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」により、活断層直上の新築等の防止を図る。



- 地域の防災力の向上を図るため、市町村が行う老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

- ・老朽危険空き家・空き建築物の除却数 84戸（累計）（H25）
→ 380戸（累計）（H30）

- 関係市町村と連携し、大規模盛土造成地の有無の調査に着手し、その結果を住民に情報提供するとともに、対象地については、大規模盛土造成地マップを作成する。



- ・大規模盛土造成地の有無等の公表率 0%（H25）→ 100%（H30）

防火・消火体制の整備

- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する。

- ・LPガス放出防止装置設置率 約69%（H25）→ 100%（H28）

防災・減災対策を踏まえたまちづくり

○ 基礎調査結果に基づく分析調査を進め、関係市町と調整を図りながら、防災・減災対策も踏まえ、区域マスタープラン等を変更・策定する。

・ 徳島東部都市計画区域マスタープラン 基礎調査着手（H25）→ 策定（H29）

・ 市町都市計画マスタープラン策定（都市計画区域のある市町 7市7町）

6市6町（H25）→ 7市7町（H29）

救助・救急活動体制の整備

○ 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

・ 消防救急無線のデジタル化整備済団体 7.7%（H25）→ 100%（H27）

○ 徳島県の消防防災ヘリコプターについて、機体の更新をはじめ、通信や上空からの情報収集などの機能強化を図り、災害対応力の向上に取り組む。

緊急輸送道路等の機能確保

○ 交通施設、電柱の倒壊等による交通経路の遮断を回避するため、交通施設の耐震化や緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化を推進するとともに点検整備を徹底する。

・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率

78%（H25）→ 86%（H30）

うち緊急輸送道路 94%（H25）→ 99%（H30）

・ 無電柱化した道路延長 11km（H25）→ 11.8km（H30）



1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

<要点>

大規模津波発生時に素早い避難ができるよう県民の津波避難意識の向上を図るとともに、避難訓練を重ね、災害時要援護者対策も促進する。また、津波避難路・避難場所の整備を促進し、海岸、河川堤防や県民への津波情報伝達体制の整備を推進する。

津波避難意識の向上及び訓練の実施

○ 津波災害警戒区域の指定による津波警戒避難体制の強化や社会福祉施設、学校、医療施設などの避難促進施設における避難確保計画の策定を促進し、当該施設における定期的な津波避難訓練の実施など利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。



○ 津波からの即避難率100%を目指し、県民への意識啓発を推進するとともに、防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの防災人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど、行政や大学、企業が一体となり総合的なソフト対策を推進する。

- ・津波避難計画策定率（対象10市町） 90%（H25）→ 100%（H26）
- ・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成（再掲） 13市町村（H25）
→ 24市町村（H30）
- ・防災士登録者数（再掲） 832人（H25）→ 1,500人（H30）

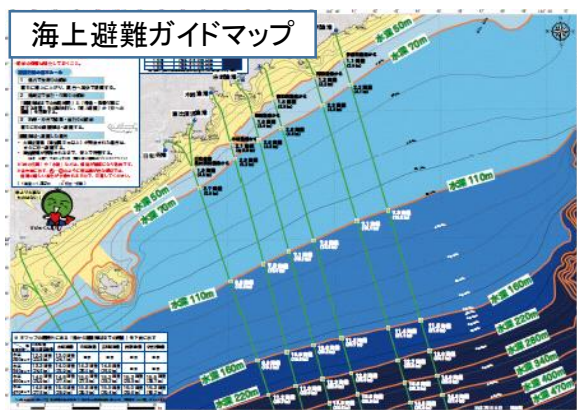
○ 「総合地図提供システム」を活用し、防災情報を地図情報として発信するなど、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を整備し、県民の防災意識の向上を図る。

- ・津波ハザードマップ作成・配布及び防災訓練実施率（対象10市町）
10%（H25）→ 100%（H26）
- ・道路利用者等への海拔情報の周知（全300箇所）
194箇所（H25）→ 300箇所（H28）

○ 大規模な実地訓練や図上訓練等を通じ、「率先避難企業」への理解を深め、企業のみならず地域と一体となった「率先避難」の取組を拡大する。

- ・BCP認定企業数 0企業（H25）→ 15企業（H30）

○ 漁業者をはじめとする船舶利用者が、津波発生時に状況に応じた迅速かつ的確な避難行動を取れるよう、「海上避難ガイドマップ」を活用した、船舶による避難訓練を促進する。



災害時要援護者対策の促進

○ 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成を促進し、地域との共有を図るとともに避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進する。

- ・避難行動要支援者名簿作成市町村数 0市町村（H25）→ 24市町村（H30）

津波避難路・避難場所の整備

- かけ崩れ対策や高速道路の法面を活用した避難路・避難場所の整備を推進するとともに、津波避難ビルの指定を促進し、津波避難困難地の解消を図る。また、夜間の安全な避難を確保するため、LED蓄電型照明灯の整備を推進する。

- ・ かけ地の保全に合わせた避難場所等の整備

29箇所（H25）→ 60箇所（H30）

- ・ 津波避難困難地域解消のための計画策定率（対象8市町）

37.5%（H26）→ 100%（H30）



- 広域かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、公園内における避難場所の確保に取り組むとともに、施設の耐震化を推進する。

- ・ 都市公園施設の耐震化 93.8%（H25）→ 100%（H26）

海岸・河川堤防等の整備・耐震化及び水門・樋門等の自動化

- 海岸堤防や河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図るため訓練を行う。

- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全59箇所）

8箇所（H25）→ 21箇所（H30）

- ・ 撫養港海岸の地震・津波対策の促進 工事施工中（H25）→ 完成（H28）

- ・ 旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進

工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）

- ・ 水門・樋門等の自動化・閉鎖率 38%（H25）→ 46%（H30）

- ・ 林野4海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備 毎年度実施



津波情報伝達体制の強化

- 津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、テレビや携帯電話などを活用した避難情報の提供など、津波情報伝達体制の強化を図る。



- 正確で迅速な津波情報の提供がなされるよう、国で進められているGPS波浪計の設置や地震・津波観測監視システム（DONET2）の早期整備について協力支援を行う。

県南地域の防災拠点整備

- 南海トラフ巨大地震・津波に対する県南地域の防災拠点として、県立海部病院の高台移転及び避難広場等の整備を推進する。
また、南海トラフ巨大地震による津波被害にも対応できる「県南地域の新たな防災拠点」づくりの一環として、牟岐バイパスの整備を促進する。



- ・海部病院改築工事 着手（H25）→ 完成（H28）
- ・一般国道55号牟岐バイパスの整備 工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）

後方支援拠点の整備

- 被災地域を支援できる「後方支援拠点」として、市町村が行う災害時の医療活動等に活用できる資機材の整備や災害時の救援・救出や物資輸送の体制強化に向けたヘリポートの整備等を促進する。

鉄道高架事業の推進

- 鉄道高架事業については、事業効果の早期発現を目指し、早期着手が可能な区間から事業化を図るなど効率的・効果的に事業を推進する。

- ・鉄道高架事業の推進 調査設計中（H25）→ 用地買収中（H30）

建築物の倒壊等防止対策

- 地域の防災力の向上を図るため、市町村が行う老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

- ・老朽危険空き家・空き建築物の除却数（再掲） 84戸（累計）（H25）
→ 380戸（累計）（H30）



除却前



除却後

救助・救急活動体制の整備

- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。



夜間救急搬送訓練

- 津波発生時の迅速な救助・救急体制を構築するため、自衛隊、警察、消防等と連携した救助訓練を実施する。



海上漂流者の救助(漁船、警察、自衛隊)

津波火災対策の検討

- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する。

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

<要点>

河川整備等を推進し、被害の最小化を図るとともに、タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、浸水ハザードマップの作成や、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

河川整備等の推進

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、排水施設、洪水調節施設の機能強化など、直轄管理河川の整備を促進する。また、県管理河川について、引き続き整備を推進する。



・重点整備河川の整備率	68% (H25) → 78% (H30)
・吉野川勝命地区の整備	工事施工中 (H25) → 工事促進中 (H30)
・吉野川脇町第一地区の整備	工事施工中 (H25) → 完成 (H28)
・吉野川加茂第二地区の整備	用地買収中 (H25) → 工事促進中 (H30)
・旧吉野川の整備	工事施工中 (H25) → 工事促進中 (H30)
・那賀川深瀬地区の整備	工事施工中 (H25) → 完成 (H27)
・那賀川加茂地区の整備	調査設計中 (H26) → 工事促進中 (H30)
・長安口ダムの改造の促進	工事施工中 (H25) → 完成 (H30)

- 大規模水害における堤防の決壊や、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐため、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテの策定を推進する。

避難対策の推進及び事前の防災力強化

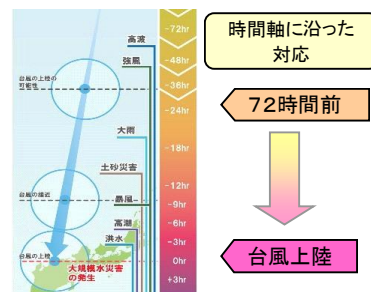
- 切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所を明確に区別し、洪水や津波など異常気象ごとに安全性の基準を満たす施設又は場所を明確にするため、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進し、その周知を図る。

○ 市町村において、浸水（洪水、内水）ハザードマップの作成を促進するとともに、浸水想定区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開し、日頃から避難場所や避難経路などが確認できる環境を整備する。また、県民の防災意識向上を図るため、さらに防災啓発や避難訓練の充実等を推進する。

- ・内水ハザードマップの作成率 67%（H25）→ 100%（H30）
- ・洪水ハザードマップの作成率 90%（H25）→ 100%（H30）

○ 「豪雨災害時避難行動検討会議」による検証結果に基づく安全な避難体制の確立やタイムラインの策定を促進し、事前の防災力の強化を図る。

- ・タイムラインを策定した市町村数
0市町村（H25）→ 24市町村（H30）



1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

<要点>

治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に災害時要援護者関連施設や避難路・避難施設に対する保全を図る。また、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

土砂災害対策及び森林整備の推進

○ 大規模土砂災害の被害を最小限に押さえるため国と連携し、治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に災害時要援護者関連施設、避難路・避難施設に対する安全を確保する。

- ・土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設及び避難所の施設数（全838施設）
269施設（H25）→ 305施設（H30）
- ・周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数
716集落（H25）→ 726集落（H30）
- ・祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の促進（善徳地すべり防止区域）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・吉野川水系直轄砂防事業の促進 工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・穴吹地区の直轄地すべり防止事業の促進 工事施工中（H25）→ 完成（H27）
- ・阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進 工事施工中（H25）→ 完成（H29）
- ・穴吹川地区の直轄治山事業の促進 工事施工中（H25）→ 完成（H27）



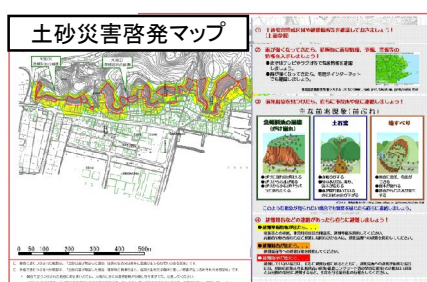
○ 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

- ・ 森林経営計画認定面積 15,929ha (H25) → 60,000ha (H30)
- ・ 森林境界明確化面積実施率 32% (H25) → 50% (H30)
- ・ 森林整備面積 4,534ha (H25) → 27,000ha (H30)
- ・ 県産材の生産量 292,000m³ (H25) → 420,000m³ (H30)

土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

○ 「土砂災害防止法」による土砂災害警戒区域等の指定や、これに先立つ基礎調査結果の公表により、土砂災害の危険性を迅速に周知するとともに、土砂災害啓発マップの公表や住民参加の防災訓練を実施することにより、防災意識の向上を図る。さらに、市町村においては、警戒避難体制の整備を促進する。 ※土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- ・ 土砂災害に係る基礎調査の実施率 33% (H25) → 100% (H28)
- ・ 土砂災害啓発マップの公表 0% (H25) → 100% (H29)



○ 深層崩壊や地すべりの発生に対し、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。

ため池対策の推進

○ ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、順次整備を進めるとともに、市町村が行う「ため池ハザードマップ」の作成を支援し、ハード対策とともにソフト対策を推進する。

- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップを作成した割合
15% (H25) → 75% (H30)

救助・救急活動体制の整備

○ 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

<要点>

総合情報通信ネットワークシステムのデジタル化や多重化等による県民への情報伝達体制の強化や、災害時要援護者に対する避難行動の支援等により、迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。

情報伝達体制の強化

- 総合情報通信ネットワークシステム（県防災行政無線）のデジタル化や多重化、また、公共施設等における公衆無線LANの整備に加え、孤立集落等における衛星携帯電話や簡易無線等の整備を進め、災害時における全県的な通信環境の確保を図る。
- 緊急速報メールやLアラートの普及を通じ、県民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築するとともに、自主防災組織をはじめ様々な主体による率先避難行動や住民相互の呼びかけなど地域の繋がりを活かした情報伝達体制の構築を図る。

・ Lアラート導入事業者数

0事業者（H25） → 5事業者（H30）



- 「総合地図提供システム」や各種ネット事業者等との連携により、GISを活用し地図上で可視化した「津波浸水想定」をはじめとした様々な災害情報の住民向け提供体制を充実する。

・ ネット事業者等との連携

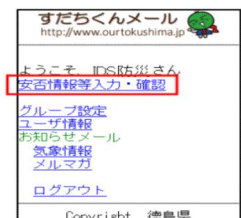
1事業者（H25） → 3事業者（H30）

中山間地域における不感エリアの解消

- 中山間地域における不感エリアの解消に向け、「移動通信用鉄塔施設（鉄塔、伝送路等）」の整備を促進する。

情報収集・共有体制の強化

- 「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの全県的な普及を図るとともに、SNSを活用した情報収集体制を構築し、行政のみならず県民相互が必要とする様々な災害情報の収集・共有体制を確立する。



- 「災害時情報共有システム」の機能を強化し、市町村やライフライン事業者をはじめとする関係者相互による様々な災害情報の共有体制を拡充するとともに、ネット通販事業者等と連携した避難所ニーズ把握体制を構築する。

- 正確で迅速な津波情報の提供がなされるよう、国で進められているGPS波浪計の設置や地震・津波観測監視システム（DONET2）の早期整備について協力支援を行う。

- 発災時の緊急交通路の指定等に伴い、発生することが想定される交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、交通情報板の整備、関係機関との連携等により、迅速かつ効果的な道路交通情報の提供手段を確保する。

災害時要援護者対策の促進

- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成を促進し、地域との共有を図るとともに避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進する。

・避難行動要支援者名簿作成市町村数（再掲） 0市町村（H25）→24市町村（H30）

- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるよう、災害時に障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施する。

率先避難企業の取組拡大

- 大規模な実地訓練や図上訓練等を通じ、「率先避難企業」への理解を深め、企業のみならず地域と一体となった「率先避難企業」の取組を拡大する。

1-7) 多数の災害関連死の発生

<要点>

長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。
また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

災害医療体制の構築

- 大規模災害時における、医療提供体制の確保を図るため、災害拠点病院等の耐震化を促進する。

・災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率（再掲） 約73%（H25）
→ 100%（H30）

- 医療機関の災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。



- 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他都道府県との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。
- 円滑な医療救護活動を行うため、全医療機関が「災害時情報共有システム」を活用する体制の整備を促進する。

・「災害時情報共有システム」加入医療機関数 113機関（H25）
→ 1,174機関（H30）

災害医療を担う人材育成

- 災害拠点病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの更なる充実・強化を図る。

・DMAT（災害派遣医療チーム）の養成数 21チーム（H25）
→ 27チーム（H30）

- 広域的かつ大規模な災害では、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防策を長期的に講じる必要があることから、DPATを創設し、今後、平時から関係機関が連携し、訓練等を行う。

・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の養成数
0チーム（H25）→ 19チーム（H30）

- 災害発生からおおむね48時間以内に活動するDMATから、急性期以降に活動を行う、医療救護班へ円滑な引き継ぎを行い、切れ目の無い医療救護活動を実施するため、圏域毎に医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」を配置し、発災後、刻々と変化する状況を的確に把握し、ドクターヘリの活用や他都道府県からの人材及び資材の配置を適切かつ迅速に行う体制を整備する。

避難環境の向上

- 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図るため、避難所の機能強化を図るとともに、公共既存施設等について、その特長を最大限に活用した「快適な避難所」の確保を促進する。
- 地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する。



避難所の快適性等を診断



仮設テントの設営



避難生活ワークショップ

- 平成26年1月に改訂した「徳島県災害時要援護者支援対策マニュアル」を受け、避難所のリーダー養成や市町村において、子供や女性の視点を考慮した「避難所運営マニュアル」を作成・改定し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める。

・避難所運営リーダー養成数

0人（H25）→ 150人（H30）



- 避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。
- ネット通販事業者等との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する。



アマゾンジャパン社長との
協定締結式(H26.9.5)

要援護者支援の強化

- 福祉避難所の指定を一層促進するとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる。

・福祉避難所の指定数 106箇所（H25）→ 120箇所（H30）

- 社会福祉施設や幼稚園等については、大規模自然災害の発生に備えて、被災時の迅速な事業復旧を可能とし、利用者への影響を最小限にとどめるためにBCP等の策定を促進する。
- 「発達障がい者」向けの「防災ハンドブック」を活用し、当事者および家族や関係機関に研修会等を通して、災害に対する意識を高めるとともに、市町村や関係機関等における発達障がい者への支援体制の整備の必要性について周知していく。



- 災害時においても、継続的な医学的管理を必要とする在宅患者などが同水準の医療サービスを受けられるよう「災害医療推進基金」を活用し、必要な医薬品や資機材の整備、医療機関と患者の間のネットワークの構築、相談体制や情報基盤の整備など、きめ細やかな支援を行う。
- 災害時においても、リスクの高い高齢者や要介護高齢者に多発する誤嚥性肺炎の予防やその他の口腔内の問題に対応するため避難所等における口腔ケア提供体制を整備する。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、津波や土砂崩れにより道路が至るところで通行不能となり、物資の供給停止や孤立集落が発生。
- ・ 警察、消防等の被災による人材・資機材の不足や電力、ガソリン等の供給停止により、救助・救急活動が困難となる。
- ・ 鉄道や幹線道路の損壊により、長期の帰宅困難者が大量に発生し、水・食料等の供給が不足する
- ・ 医療施設等の被災に加え、支援ルートが途絶したことにより、医療スタッフや医薬品が不足し、医療機能が麻痺する。さらに、上下水道施設の損壊により衛生状態が悪化することから、感染症が大規模発生する。

推進方針(概要)

2-1) 被災地での生命に関わる物資供給の長期停止

- 救援物資等の輸送確保対策
 - ・ 四国横断自動車道及び阿南芸自動車道の整備促進
 - ・ 緊急輸送道路等の整備及び耐震化や無電柱化の推進
 - ・ 海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化の推進
- 孤立化防止対策
 - ・ 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面対策及び大雪等による倒木を防ぐ事前伐採・除却対策の推進
 - ・ 生命線道路の整備
 - ・ 緊急輸送道路や鉄道を保全する土砂災害対策の推進

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の発生

- 食料や水等の備蓄の推進
 - ・ 家庭等における備蓄の促進及び県・市町村における公的備蓄の推進
- 物資調達・供給体制の構築
 - ・ 自治体、国、民間事業者が連携した物資調達・供給体制の構築
- 災害時要援護者に対する物資供給体制の整備
 - ・ 災害時介護福祉コーディネーターの訓練、研修の実施
 - ・ 県、社会福祉団体間の協力体制の強化



2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の停止

- 警察・消防等の機能強化、資機材等の充実強化
 - ・ 広域応援部隊の活動を支援する防災拠点となる公園の整備
 - ・ 「災害救助犬」育成プロジェクトの推進
- 防災拠点の電力確保
 - ・ 防災拠点への太陽光パネルや蓄電池の設置推進

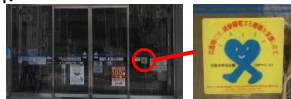


- 消防団や自主防災組織の充実強化
 - ・ 消防団協力事業所の普及等による消防団員確保対策の推進及び少年消防クラブの育成支援
 - ・ 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等が連携した地域防災の担い手育成
- 関係機関の連携強化、訓練の実施
 - ・ 合同訓練等の実施等他都道府県との連携強化
 - ・ 医師会、歯科医師会との連携による多数遺体の身元確認体制の構築



2-5) 大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- 帰宅困難者の受入体制等の確保
 - ・ 「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発



- ・ 企業や学校における食料や水の備蓄を促進
- ・ 「道の駅」の防災拠点化を推進



2-6) 医療施設等の絶対的不足、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺

2-7) 被災地における感染症等の大規模発生

- 下水道対策による衛生面の悪化防止
 - ・ 下水管渠の耐震化の促進
 - ・ 市町村下水道BCPの策定促進
- 災害医療を担う人材育成
 - ・ DMATの充実・強化を推進
 - ・ DPAT(災害派遣精神医療チーム)の養成
 - ・ 災害時コーディネーターの配置
- 災害医療対応力・機動力の強化
 - ・ 医療関係者、自衛隊・警察・消防の連携による訓練を実施



- 災害医療体制の構築
 - ・ 災害対策マニュアルやBCPの見直し、訓練等の実施
 - ・ 他都道府県との相互応援体制の強化
 - ・ 全医療機関が「災害時情報共有システム」を活用する体制整備
- 交通網の寸断に備えた支援体制の整備
 - ・ 消防防災ヘリコプター等の装備・設備の充実、受援体制の強化
 - ・ 医薬品の備蓄、供給確保体制の構築
- 感染症の発生・まん延防止
 - ・ とくしま災害感染症専門チームの養成



2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

<要点>

家庭や地域・市町村・県、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路や港湾の機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化するとともに孤立集落の発生に備えて、ヘリコプターによる支援体制を整備する。

食料や水等の備蓄の推進

- 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また大雪等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、県民は家庭や地域での備蓄を促進し、市町村・県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。
- 民間事業者による県産食材を用いた「防災備蓄食品」の開発を促進する。



物資調達・供給体制の構築

- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。
- 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つ屋根スペースの確保をはじめ、公園における物資の集積拠点機能を強化する。

・西部健康防災公園の整備 基本構想策定（H26）→ 整備中（H30）

救援物資等の受援体制の整備

- 他都道府県との相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

水道施設の耐震化

- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を着実に促進するとともに、災害時の支援計画の充実を図る。

・重要給水施設管路の耐震化率 29%（H24）→ 34%（H30）

災害時要援護者等に対する物資供給体制の整備

- 災害時介護福祉コーディネーターによる物資供給のスムーズな調整を行うため、より実践的な訓練や研修を実施する。
- 県及び社会福祉6団体間で締結している相互応援協定に基づく、施設間での物資援助を災害時に機能させるため、協力体制を一層強化する。

救援物資等の輸送確保対策

- 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進する。また、救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路等の耐震化や無電柱化、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、複数のルートを確認するため、緊急輸送道路を補完する農林道の整備を推進する。

- ・ 四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東間）の整備
調査設計中（H25） → 供用（H31）
- ・ 四国横断自動車道（徳島東～小松島間）の整備
用地買収中（H25） → 工事促進中（H30）
- ・ 四国横断自動車道（小松島～阿南間）の整備
工事施工中（H25） → 工事促進中（H30）
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路）の整備
調査設計中（H25） → 事業促進中（H30）
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道（福井道路）の整備
調査設計中（H25） → 事業促進中（H30）
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道（海部道路）の整備
調査中（H25） 牟岐～県境間（計画段階評価実施中）
→ 事業促進中（H30）



- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率（再掲） 78%（H25） → 86%（H30）
うち緊急輸送道路 94%（H25） → 99%（H30）
- ・ 無電柱化した道路延長（再掲） 11km（H25） → 11.8km（H30）
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長 17km（H25） → 25km（H30）
- ・ 海上輸送拠点港（港湾）に必要な耐震強化岸壁（5バース）の整備
4バース（H25） → 5バース（H26）
- ・ 徳島小松島港沖洲（外）地区複合一貫輸送ターミナルの整備 工事施工中（H25）
→ 供用（H27）
- ・ 徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備
調査設計中（H26） → 完成（H29）

孤立化防止のための道路整備

○ 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策及び大雪等による倒木を防ぐ事前伐採を推進する。

- ・ 緊急輸送道路の斜面对策の整備済箇所数（全 583 箇所）
138 箇所（H25）→ 163 箇所（H30）
- ・ 生命線道路の強化率 47%（H25）→ 80%（H30）
- ・ 緊急輸送道路等の倒木対策
倒木対策協議会等設置（H26）→ 毎年度実施



孤立化防止のための土砂災害対策

○ 緊急輸送道路や鉄道が、土石流や地すべりなどの土砂災害により被災し、長期間不通にならないよう、治山・砂防、地すべり対策を着実に推進する。

- ・ 祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の促進（善徳地すべり防止区域）（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 吉野川水系直轄砂防事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 穴吹地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 完成（H27）
- ・ 阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 完成（H29）
- ・ 穴吹川地区の直轄治山事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H27）

孤立化防止のための海岸・河川堤防等の整備など

○ 孤立集落の発生を防止するため、海岸堤防、河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全 59 箇所）（再掲）
8 箇所（H25）→ 21 箇所（H30）
- ・ 撫養港海岸の地震・津波対策の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H28）
- ・ 旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 水門・樋門等の自動化・閉鎖率（再掲） 38%（H25）→ 46%（H30）
- ・ 林野 4 海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備（再掲） 毎年度実施
- ・ 重点整備河川の整備率（再掲） 68%（H25）→ 78%（H30）
- ・ 吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進（再掲：省略）
- ・ 長安口ダムの改造の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H30）

民間企業による支援の充実

○ 徳島県商工 3 団体青年部を中心として「とくしま災害支援パートナーズ」事業の取組の普及啓発により、登録企業の拡大及び発災時の支援情報のデータベースの充実に努める。

ヘリコプターによる支援体制の整備

- 孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターの装備、設備等の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、新たなヘリポートの整備を促進し、あわせて受援体制の強化を図る。また、県立学校等県有施設の屋上にヘリサインを整備する。

・新たに整備するヘリポートの整備数

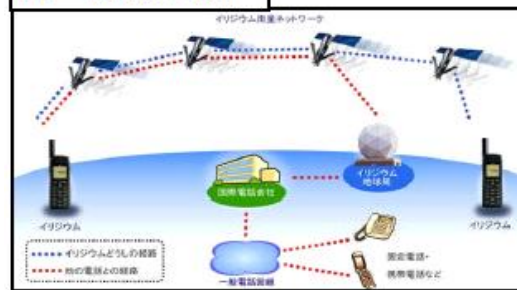
9箇所（H25）→ 24箇所（H30）



孤立化集落における電源や通信手段の確保対策

- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進するとともに、継続的に通信訓練を実施する。

衛星携帯電話



- ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保に取り組む。



ライフライン事業者等との連携強化

- 孤立化集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、その早期復旧を図るため、県、市町村及びライフライン事業者等の関係機関の間で、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を整えるなど、連携強化を図る。

- 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

<要点>

自衛隊・警察・消防等における災害対応能力の強化や施設の耐震化を推進し、他都道府県との訓練実施等により連携強化を図る。また、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。救助・救急、医療活動に支障が出ないように、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。

警察・消防等の施設の機能強化、資機材等の充実強化

- 警察、消防等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を図るとともに、施設の整備を推進する。

- 自衛隊、警察、消防などの広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、非常用電源の確保や公園内を巡回する園路の整備など、公園における防災拠点機能を強化する。

・西部健康防災公園の整備（再掲） 基本構想策定（H26）→ 整備中（H30）

- 警察災害派遣隊について、訓練練度の向上を図るため、訓練施設、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新を推進するとともに、給油手段の確保を図る。

- 「南海トラフ巨大地震」などの大規模災害時に人命救助や行方不明捜索活動に力を発揮する「災害救助犬」を育成し、発災時の備えとする。



消防団や自主防災組織の充実強化

- 消防団の装備資機材等の充実・強化を図るとともに、消防団員の確保を図るため、未来の地域防災の担い手である少年消防クラブの育成支援や若手団員や女性団員の入団促進、消防団協力事業所の普及等を推進する。

- 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等とが連携し、地域防災の担い手の育成を進めるなど地域防災力の充実強化を図る。



防災拠点等の電力確保

- 救助・救急、医療活動の統制等の役割を担う防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置し、停電時でも救助・救急、医療活動の統制等に必要な電力を確保する。

・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数

21箇所（H25）→ 100箇所（H30）

発災時の燃料供給体制整備

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給について、石油商業組合と締結した協定が維持・強化されるよう、石油商業組合との情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。

- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実にできるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。

関係機関の連携強化、訓練の実施

- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他都道府県との連携強化を図り、合同訓練等を実施するとともに、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高める。

- 被災時における多数遺体の身元確認等に対応するため、連絡協議会等による医師会、歯科医師会との連携体制の構築を図るとともに、訓練の実施等を通じてその実行性を高める。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

<要点>

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。また、高規格道路のミッシングリンクの解消や緊急輸送道路等の耐震化や無電柱化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐ。

帰宅困難者の受入体制等の確保

- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と地域との連携強化など帰宅困難者対策を推進するとともに、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進する。



- 道路の通行止めや公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備えて、企業や学校における食料や水の備蓄を促進するため、その普及啓発を図る。
- 東日本大震災で被災初期から防災拠点として機能を発揮した「道の駅」について、防災拠点化を推進する。

・「道の駅」防災拠点整備数（全10箇所） 0箇所（H25）→ 10箇所（H30）



ミッシングリンクの早期解消や緊急輸送道路等の強化

○ 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送道路等の耐震化や無電柱化を推進する。

- ・ 四国横断自動車道（徳島 JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲：省略）
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率（再掲） 78%（H25）→ 86%（H30）
うち緊急輸送道路 94%（H25）→ 99%（H30）
- ・ 無電柱化した道路延長（再掲） 1.1 km（H25）→ 1.8 km（H30）

信号機電源付加装置の整備

○ 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞情報を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を推進する。

- ・ 緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率 51%（H25）
→ 72%（H30）



2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

2-7) 被災地における感染症等の大規模発生

<要点>

他都道府県との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。また、「とくしま災害感染症専門チーム」を養成し、避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐ。

災害医療体制の構築

○ 大規模災害時における、医療提供体制の確保を図るため、災害拠点病院等の耐震化を促進する。

- ・ 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率（再掲） 約73%（H25）
→ 100%（H30）

○ 医療機関の災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。

○ 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他都道府県との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。

- 円滑な医療救護活動を行うため、全医療機関が「災害時情報共有システム」を活用する体制の整備を促進する。

・「災害時情報共有システム」加入医療機関数（再掲） 113 機関（H25）
→ 1,174 機関（H30）

災害医療を担う人材育成

- 災害拠点病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの更なる充実・強化を図る。

・DMAT（災害派遣医療チーム）の養成数（再掲）
21チーム（H25）→ 27チーム（H30）



- 広域的かつ大規模な災害では、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防策を長期的に講じる必要があることから、DPATを創設し、今後、平時から関係機関が連携し、訓練等を行う。

・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の養成数（再掲）
0チーム（H25）→ 19チーム（H30）

- 災害発生からおおむね48時間以内に活動するDMATから、急性期以降に活動を行う、医療救護班へ円滑な引き継ぎを行い、切れ目の無い医療救護活動を実施するため、圏域毎に医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」を配置し、発災後、刻々と変化する状況を的確に把握し、ドクターヘリの活用や他都道府県からの人材及び資材の配置を適切かつ迅速に行う体制を整備する。

災害医療対応力・機動力の強化

- 医療関係者と自衛隊・警察・消防とが連携し、より実働的な訓練を重ねることにより、発災時における災害医療対応力・機動力を強化する。
- 医療や防災関係機関の連携による災害医療活動を円滑に展開するため、行政分野の指揮（コマンダー）機能、後方支援（ロジスティクス）機能の強化を図る。
- 大規模災害時に備え、カウンターパートである鳥取県をはじめ関西広域連合内での相互応援の取組の拡大を図る。



交通網の強化（ミッシングリンクの早期解消）

- 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進する。

・四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲：省略）

交通網の寸断に備えた支援体制の整備

- 陸上ルート寸断等に備え、空からの救出救助、物資輸送を実施する手段を確保するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の装備・設備等の充実を図るとともに、受援体制の強化を図る。
- 災害時における医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄するとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。さらに、交通網の寸断を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進める。

感染症の発生・まん延防止

- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害時の避難所において、高い専門性を活かして初期段階から衛生状況等を把握し、助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」を養成し、平時から予防接種の促進や衛生・防疫体制の強化に努める。

・被災時の避難場所における感染症による死亡者発生の防止

「とくしま災害感染症専門チーム」研修会・訓練の実施（H26）→ 継続して実施

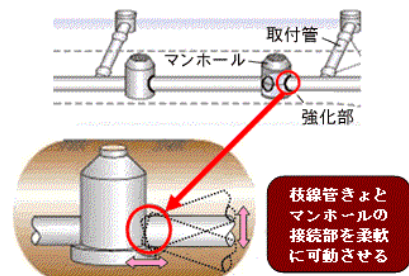
下水道対策による衛生面の悪化防止

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠の耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する。また、関係市町村と連携して下水道BCPの策定を促進する。

・重要な管渠の地震対策実施率 62%（H25）→ 70%（H30）

・下水道BCP策定率 20%（H25）→ 100%（H28）

■マンホールと管ぎよの継ぎ手部の耐震性強化



- 「大規模災害時における資機材等の供給に関する協定」の締結団体と連携した訓練等を通じて、大規模災害時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう取組を強化する。また、簡易トイレ等の備蓄についても促進する。



3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震発生後、警察官にも死傷者が発生し、資機材等も被害を受け被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化する
- ・ 大規模停電により、津波から避難しようとする車などが多重衝突事故や人身事故を起こすなど重大事故が多発する
- ・ 行政機関の職員に多くの死傷者が発生し、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶し、庁舎や学校も一部使用不能となり、行政機能が機能不全となる

推進方針(概要)

3-1) 被災による警察機能の低下による治安の悪化

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全

○庁舎等の耐震化、機能強化

- ・ 防災拠点となる施設の耐震化を推進
- ・ 市町村公共施設の耐震化を促進
- ・ 代替庁舎の確保等を推進
- ・ 防災拠点等への太陽光パネル、蓄電池の設置



- ・ 総合情報通信ネットワークの再整備等による通信の多重化やIP化による情報システムの強化



○行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

- ・ 市町村BCPの策定及び訓練の実施



- ・ 県内市町村間をはじめ関西広域連合や鳥取県とのカウンターパート等広域的な連携及び隣県との連携強化



- ・ 県職員や教職員の「防災研修の参加」や「防災士資格の取得」等により職員個々の防災能力を向上

○情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

- ・ 庁内システムの計画的な移行及び運用訓練の実施
- ・ 自治体業務システムのクラウド化を推進



○警察機能維持対策や信号機の停止防止対策の推進

- ・ 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化
- ・ 信号機電源付加装置の整備推進



○エネルギー供給体制等の整備・機能強化

- ・ 避難所等へのPHV・EVを用いた電力供給システムの普及推進



- ・ 「大規模災害時公金安定供給アクションプラン」に基づくバックアップセンターの設置等を推進



3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- 3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
- 3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
- 3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全

<要点>

庁舎等の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図り、信号機電源付加装置の整備等により重大事故の多発を防ぐ。

庁舎等の耐震化、機能強化

- 各行政機関において、庁舎の耐震化、停電時の電力や情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、代替庁舎の選定・確保、物資の備蓄等を推進する。

- ・ 防災拠点等となる県有施設の耐震化率
86.2% (H25) → 100% (H27)



- 防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置し、停電時でも、必要な行政機能の発揮のために必要な電力を確保する。

- ・ 防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数（再掲）
21箇所 (H25) → 100箇所 (H30)



- 総合情報通信ネットワークシステム（県防災行政無線）の再整備を進め、地上系無線と衛星系の組み合わせによる「多重化」や全庁LANを無線により補完する「IP化」などにより、県、市町村、国、防災関係機関等との間の通信を確保し、また、端末局等の発電機運転時間の長時間化や浸水対策を推進する。



行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

- 県内の各行政機関が業務継続計画を策定し、それに基づく訓練を定期的に行うことにより、大規模災害時における行政機能の継続及び早期復旧を図る。

・市町村BCP策定数 5市町村（H25）→ 24市町村（H27）

- 県内の市町村間はもとより、関西広域連合や鳥取県とのカウンターパートなど広域的な連携や隣県との連携を図り、大規模災害時に備え、平時からその結びつきを強化するための取組を推進する。

また、中四国においては、カウンターパートの同時被災も念頭においた連携のあり方について検討を進める。

さらに、カウンターパートである鳥取県との間では、相互の市町村間や、県中小企業団体中央会をはじめ民間団体において、相互応援体制の構築が進められており、このような取組の一層の促進を図る。



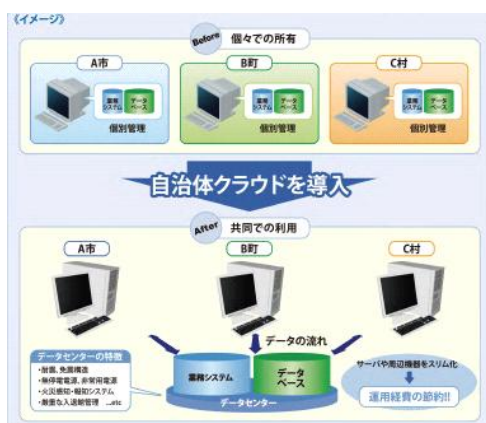
- 県職員や教職員の「防災研修への参加」や「防災士資格の取得」を推進し、個々の防災能力を向上させることにより、行政機能の維持を図る。

警察機能維持対策の推進

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るとともに、警察として業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める。
- 災害時における被留置者の安全を確保し、逃走を防止するため、安全な留置施設への護送体制を構築するとともに、関係機関との迅速な相互連絡体制の確立を図る。

情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

- 県本庁舎の被災によりシステム基盤に障害が発生し、業務継続が困難になることを防止するため、県本庁舎とデータセンターの両方にシステム基盤を設置し、庁内システムの計画的な移行及び運用訓練を行うことにより耐災害性の向上を図る。
- 被災時に情報の遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るため、自治体の業務システムのクラウド化を推進し、災害に強いシステムを構築する。



- 大規模災害時においても公金が安定供給できるよう、「大規模災害時公金安定供給アクションプラン」に基づき、バックアップセンター設置、災害時テレワーク実証実験を推進する。



信号機の停止防止対策等の推進

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を推進する。

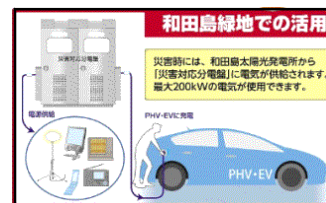
・ 緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率（再掲） 51%（H25）
→ 72%（H30）

- 自動車の民間プローブ情報の活用により、渋滞状況を正確に把握し交通渋滞を回避するため、交通管制システムの高度化を図る。

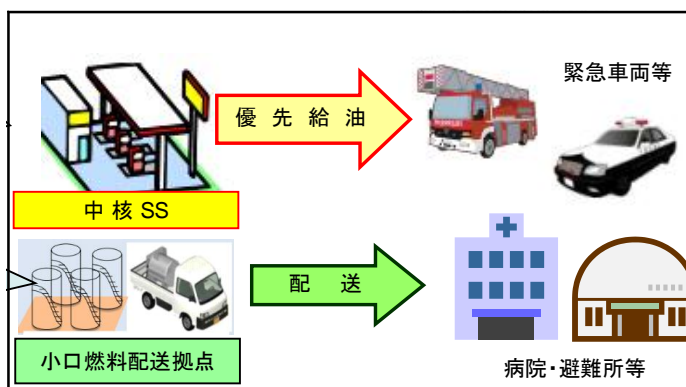
エネルギー供給体制等の整備・機能強化

- 災害時における燃料供給について、石油商業組合と締結した協定が維持・強化されるよう、石油商業組合との情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。

- 電力供給遮断などの非常時に、PHV・EVを用いて避難所等に電力を供給するシステムの普及に努める。



- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実にできるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。



4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、四国内の各発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け長期停止に陥り、石油等の燃料についても基幹道路等の被災により輸送できず、情報通信が長期間麻痺する
- ・ テレビ・ラジオ局の損壊とともに、長期にわたり電力供給が停止し、津波浸水のため機器が使用不能となり、県民に重要な情報が届かない

推進方針(概要)

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が届かない事態

- 関係機関間の情報通信確保対策の推進
 - ・ 総合情報通信ネットワークの多重化やIP化及び端末局等の発電機運転時間の長時間化、浸水対策を推進
 - ・ 災害救助に係る情報通信システム基盤の耐災害性向上
 - ・ 漁業無線による情報通信体制の強化を推進
- 放送設備の電力確保対策の促進
 - ・ 非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄の促進
- 放送継続が可能となる体制の整備
 - ・ 可搬型移動無線基地局車や移動電源車の配備及び復旧資機材の確保を促進
 - ・ BCPや災害対応マニュアルの策定、関係機関と連携した訓練の実施
- 情報通信体制の整備
 - ・ ソーラー型充電器、発動発電機、衛星携帯電話等の整備を促進



5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、製造業等の工場施設が被害を受け、生産ラインがストップするとともに、主要幹線道路の寸断により部品調達ができなくなり、県内企業の生産力が低下する
- ・ 発電所の長期停止や燃料の供給停止、重要な産業施設の損壊等により、社会経済活動が長期に停止する
- ・ 金融機関の建物倒壊や停電により、金融サービス機能が停止し、住民生活や経済活動に大きな支障をきたす
- ・ 沿岸部に大津波が襲来し、漁村地域が被害を受け水産物の供給が停止し、農業水利施設の被害や塩害により、農業生産が困難となる。また、緊急輸送道路等の被災により、県内外からの食料の供給が停滞する

推進方針(概要)

5-1) サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下

5-2) 社会経済活動等に必要なエネルギー供給の停止

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊等

5-4) 金融サービスの機能停止

- BCPやBCMの取組等を促進
 - ・ 県内企業のBCP策定の取組を促進
 - ・ 情報共有、データ・重要文書の保全対策の促進
- ライフライン事業者等との連携強化
 - ・ ライフライン事業者と連携した総合防災訓練や石油コンビナート総合防災訓練等の実施
- 金融機関のBCP策定、店舗の耐震化等の促進
 - ・ BCP策定、店舗の耐震化等を促進
 - ・ システムや通信手段の多重化の確保対策を促進
- 各ライフライン事業者における対策
 - ・ 電力会社による発電、送電設備等の耐震化及び津波対策の推進
 - ・ ガス事業者におけるガス工作物等の耐震化等の促進
 - ・ 中核SSの維持・機能強化を促進



5-5) 食料等の安定供給の停滞

- ミッシングリンクの早期解消
 - ・ 四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備促進
- 沿岸部の津波被害の軽減
 - ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進
- 農林水産業生産基盤等の災害対応力強化
 - ・ 漁港施設、基幹的農業水利施設等の整備を推進
- 農業版BCPの実地訓練等による実効性の向上
- BCPの策定・見直しの促進
 - ・ 農業協同組合など関係団体が進めるBCPの策定、見直しを促進



4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

<要点>

総合情報通信ネットワークシステムの多重化等により、情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講じ、また、放送設備の非常用電源設備の津波浸水対策等に努めテレビ・ラジオ放送の中断等を防ぐ。

関係機関間の情報通信確保対策の推進

- 総合情報通信ネットワークシステム（県防災行政無線）の再整備を進め、地上系無線と衛星系の組み合わせによる「多重化」や全庁LANを無線により補完する「IP化」などにより、県、市町村、国、防災関係機関等との間の通信を確保し、また、端末局等の発電機運転時間の長時間化や浸水対策を推進する。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察、消防、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る。
また、漁業無線による情報通信体制の強化を推進する。

情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

- 定期的に徳島県危機管理総合調整会議を開催し、情報通信事業者や放送事業者をはじめとする県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、総合防災訓練や図上訓練を実施することで実効力を高める。

- ・ 徳島県危機管理総合調整会議の開催 毎年度開催
- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施 毎年度実施



放送設備の電力確保対策の促進

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める。

放送継続が可能となる体制の整備

- 可搬型移動無線基地局車や移動電源車の配備及び復旧資機材の確保に努め、BCPや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように、対策を講じておく。

情報通信体制の整備

- 長期の停電や通信の途絶に備え、地域等におけるソーラー型充電器、発動発電機、衛星携帯電話等の整備を促進する。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

- 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
- 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
- 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 5-4) 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態

<要点>

県内企業のBCP策定の取組を促進する。各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、物流ルートの耐災害性を高める。

BCPの取組等を促進

- 県内大学や商工団体等と連携した講習会の開催や認証制度の実施を通じ、県内企業における事業継続計画（BCP）の策定を促進する。また、サプライチェーンを構成する企業間における取組も促進を図る。



BCP認定証交付式

- ・BCP認定企業数（再掲） 0企業（H25）→ 15企業（H30）

- 企業のBCP策定を支援し、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る。

ライフライン事業者等との連携強化

- 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、定期的に徳島県危機管理総合調整会議を開催し、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市町村は、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施する。

- ・徳島県危機管理総合調整会議の開催（再掲） 毎年度開催
- ・ライフライン事業者参加の総合防災訓練の実施 毎年度実施



- ライフライン事業者は、防災業務計画や業務継続計画の見直しを適宜進めるとともに、できるかぎり、より広域的な災害時対応訓練を実施する。
- 石油コンビナート等特別防災区域及びその周辺海域において、石油コンビナート等総合防災訓練を定期的実施し、訓練参加機関相互の有機かつ効果的な協力体制を確立し、災害応急対策活動の迅速・円滑化を図る。さらに、コンビナートや重要な産業施設の各管理者は、警察、消防等防災関係機関と連携し、さらなる応急対処能力の向上等を図るため、定期的、また、より実践的な訓練を実施する。

- 石油商業組合と情報交換等、連携を密にし、発災時の緊急通行車両等への燃料供給が円滑に行われるよう、体制を整備する。

物流施設・ルートの耐災害性の向上

- 海上交通管制の一元管理、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等、物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する。

- ・ 四国横断自動車道（徳島 JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲：省略）
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率（再掲） 78%（H25）→ 86%（H30）
うち緊急輸送道路 94%（H25）→ 99%（H30）
- ・ 海上輸送拠点港（港湾）に必要な耐震強化岸壁（5バース）の整備（再掲）
4バース（H25）→ 5バース（H26）
- ・ 徳島小松島港沖洲（外）地区複合一貫輸送ターミナルの整備（再掲）
工事施工中（H25）→ 供用（H27）
- ・ 徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備（再掲）
調査設計中（H26）→ 完成（H29）
- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全59箇所）（再掲）
8箇所（H25）→ 21箇所（H30）
- ・ 撫養港海岸の地震・津波対策の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H28）
- ・ 旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 水門・樋門等の自動化・閉鎖率（再掲） 38%（H25）→ 46%（H30）
- ・ 林野4海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備（再掲） 毎年度実施
- ・ 重点整備河川の整備率（再掲） 68%（H25）→ 78%（H30）
- ・ 吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進（再掲：省略）
- ・ 長安口ダムの改造の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H30）
- ・ 祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の促進（善徳地すべり防止区域）（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 吉野川水系直轄砂防事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 穴吹地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 完成（H27）
- ・ 阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 完成（H29）
- ・ 穴吹川地区の直轄治山事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H27）



各ライフライン事業者における対策

- 電力会社においては、発電及び送電設備等の耐震化や津波対策等を推進する。
また、市町村や自衛隊との「災害時の相互協力に向けた協定」に基づき、早期復旧体制を構築する。
- ガス事業者においては、ガス工作物や施設の耐震化を推進するとともに、ブロック化による供給停止エリアの極小化を推進する。

- 中核SSの維持・機能強化を図るとともに、工場や事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄の確保、自然エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入等を促進する。

金融機関の建物等の耐災害性の向上、BCP策定等の促進

- 県内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組を促進する。

被災企業に対する支援対策

- 被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、発災時の被災企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を図る。

5-5) 食料等の安定供給の停滞

<要点>

国営総合農地防災事業の促進等により、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化し、また、農業協同組合など関係団体のBCPの策定・見直しを促進する。さらに、農業版BCPについては、早期の農地復旧と営農再開が可能となるよう、実地訓練等を行う。

農林水産業生産基盤等の災害対応力強化

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、漁港施設や基幹的水利施設等の整備・耐震化など農山漁村における防災対策を推進する。

- ・ 国営総合農地防災事業による基幹用水路の整備延長 66km (H25)
→ 73km (H30)



各種BCPの策定・見直しの促進

- 被災後の農地の速やかな復旧と営農再開に向け策定した農業版BCPについては、実地訓練等を引き続き行うことにより、実効性の向上を図る。
- 大規模災害後も安定した食料等の供給を行うため、農業協同組合・漁業協同組合など関係団体が進めるBCPの策定や必要に応じた見直しを促進する。

物流インフラの強化と農地の津波被害の軽減

○ 物流インフラの災害対応能力の強化に向けて、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送道路等の耐震化や海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進する。さらに、農地の津波被害を軽減するため、海岸・河川堤防の地震・津波対策を推進する。

- ・ 四国横断自動車道（徳島 JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲：省略）
- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全 59 箇所）（再掲） 8 箇所（H25）
→ 21 箇所（H30）
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率（再掲） 78%（H25）→ 86%（H30）
うち緊急輸送道路 94%（H25）→ 98%（H30）
- ・ 緊急輸送道路の斜面对策の整備済箇所数（全 583 箇所）（再掲） 138 箇所（H25）
→ 163 箇所（H30）
- ・ 海上輸送拠点港（港湾）に必要な耐震強化岸壁（5バース）の整備（再掲）
4バース（H25）→ 5バース（H26）

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、発電所等が被害を受け、電力供給が停止し、石油・LPガスのタンクも甚大な被害を受け、供給能力を喪失する
- ・ 上水道、農・工業用水の配管等が破断し、さらに、津波浸水被害により機能停止し、上水道、農・工業用水等が長期に渡り供給停止する
- ・ 終末処理場が地震・津波被害により長期機能停止に陥り、下水管等も被害を受け、旧吉野川流域下水道が長期の機能不全に陥る
- ・ 四国に架かる橋や高速道路、港湾施設が被害を受け、滑走路の使用ができない状況となり、交通ネットワークが分断し、生活や経済活動に支障が出る

推進方針(概要)

6-1) 電力供給や石油・LPガスサプライチェーン機能の停止

6-2) 上水道、農・工業用水等の長期にわたる供給停止

○電力等供給体制の整備

- ・ 県営水力・太陽光発電所の耐震化・老朽化対策を推進
- ・ 自立・分散型の電力供給システムの導入を促進



○下水管渠の耐震化等

- ・ 下水管渠の耐震化や下水処理場における津波対策を推進
- ・ 農業集落排水処理施設の機能強化事業を促進

6-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

○水道・農水・工水施設等の耐震化等

- ・ 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を推進
- ・ 基幹的な農業水利施設の耐震化、老朽化対策を推進
- ・ 県営工業用水道の耐震化、管路更新を推進



○合併浄化槽への転換促進

- ・ 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進

6-4) 陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態

○緊急輸送道路等の整備

- ・ 緊急輸送道路等の交通施設の整備・耐震化・無電柱化を推進
- ・ 緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進



○ミッシングリンクの早期解消

- ・ 四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進



○海上輸送拠点港の整備

- ・ 海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化の推進
- ・ 重要港湾のBCP策定を推進



○空港機能の早期復旧体制の整備

- ・ 空港関係機関の情報共有体制を構築

○物流施設・ルートの耐災害性の向上

- ・ 海上交通管制の一元管理、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進

○公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備

- ・ 公共交通機関等と支援協定の締結を推進

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- 6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
- 6-2) 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止
- 6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

<要点>

自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入促進、水道施設の耐震化や水道未普及地の整備推進や下水管渠の耐震化、下水処理場における津波対策の推進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

電力等供給体制の整備

- 県営水力・太陽光発電所は、再生可能エネルギーの特性を活かし、大規模災害時においても発電が継続できるよう、「長期工事計画」に基づき施設の耐震化・老朽化対策に戦略的に取り組むとともに、災害対応力強化に向け、「企業局BCP」による体制等の充

・発電施設の耐震化率 67%（H25）→ 93%（H30）



- 太陽光や風力といったエネルギー源が地域に存在し、枯渇することがない自然エネルギーの「災害に強い」という特性を活かして、自立・分散型の電力供給システムの導入を促進する。



- 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、国、県、市町村は、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的を実施する。

避難所等の電力確保

- 避難所等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置し、停電時でも、避難者の生活のために必要な電力を確保する。

・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数（再掲）

21箇所（H25）→ 100箇所（H30）

水道・農水・工水施設の耐震化等

- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を促進するとともに、計画的な事業実施や助成制度の活用に向け、水道事業者に指導や助言を促進する。また、国への要望や提言など、働きかけを継続的に進める。

・重要給水施設管路の耐震化率 29%（H24）→ 34%（H30）

○ 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震化改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

○ 大規模災害時においても給水を継続し、企業のBCPを支援するため、県営工業用水道は、土木構造物の耐震化を完了させるとともに、優先度評価に基づく管路更新に取り組む。また、被災時に早期復旧が図られるよう、緊急給水設備の整備、応急復旧体制の構築や復旧資材の備蓄等のバックアップ対策を推進する。



- ・工業用水道施設（管路を除く）の耐震化率 89%（H25）→ 100%（H30）
- ・優先度ランクが高い工業用水道管路（延長8.4km）の整備率 0%（H25）
→ 40%（H30）

○ 大規模災害時においても利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する。

汚水処理施設の耐震化

○ 下水管渠の耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する。また、関係市町村と連携して下水道BCPの策定を促進する。

- ・重要な管渠の地震対策実施率（再掲） 62%（H25）→ 70%（H30）
- ・旧吉野川流域下水道幹線管渠の整備（全体計画4.1km）
24.3km（H25）→ 24.7km（H27）
- ・下水道BCP策定率（再掲） 20%（H25）→ 100%（H28）

○ 農業集落排水処理施設については、老朽化対策等を目的とした機能強化事業を促進する。

- ・農業集落排水の機能強化対策地区数 8地区（H25）→ 13地区（H30）

○ 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。

水利用等に対する普及啓発活動の促進

○ 再利用水（中間水）や井戸水の活用の促進については、「とくしまー0（ゼロ）作戦」防災出前講座やその他の防災講座やイベント等を活用して、さらにその有効性の啓発に努める。

6-4) 陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態

<要点>

陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、土砂災害対策を推進するとともに、緊急輸送道路等の耐震化・無電柱化や高規格道路のミッシングリンクの早期解消、海岸・河川堤防等の整備、海上輸送拠点となる港湾施設の耐震化を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することで陸・海・空の交通ネットワークの早期復旧を実現する。

緊急輸送道路等の整備

- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化・無電柱化を推進する。



- ・ 一般国道32号猪ノ鼻道路の整備 工事施工中(H25) → 工事促進中(H30)
- ・ 一般国道32号改築防災(大歩危工区)の整備 調査設計中(H25) → 事業促進中(H30)
- ・ 一般国道55号阿南道路の整備 工事施工中(H25) → 那賀川大橋周辺の4車線化完成(H31)
- ・ 一般国道192号徳島南環状道路の整備 工事施工中(H25) → 工事促進中(H30)
- ・ 緊急輸送道路における重点箇所の改良率 40%(H25) → 70%(H30)
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率(再掲) 78%(H25) → 86%(H30)
うち緊急輸送道路 94%(H25) → 99%(H30)
- ・ 無電柱化した道路延長(再掲) 1.1km(H25) → 11.8km(H30)
- ・ 緊急輸送道路の斜面对策の整備済箇所数(全583箇所)(再掲) 138箇所(H25) → 163箇所(H30)
- ・ 一般国道55号牟岐バイパスの整備(再掲) 工事施工中(H25) → 工事促進中(H30)



○ 緊急輸送道路を補完するため、農林道の整備を推進する。

- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（再掲） 17 km（H25）→ 25 km（H30）

ミッシングリンクの早期解消

○ 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進する。



- ・ 高松自動車道の4車線化 工事施工中（H25）→ 完成（H30）
- ・ 四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲：省略）

輸送ルートを確認する土砂災害対策

○ 輸送ルートを実際に確保するため、土砂災害対策を推進する。

- ・ 祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の促進（善徳地すべり防止区域）（再掲）
工事施工中（H25）→工事促進中（H30）
- ・ 吉野川水系直轄砂防事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→工事促進中（H30）
- ・ 祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→工事促進中（H30）
- ・ 穴吹地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→完成（H27）
- ・ 阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→完成（H29）
- ・ 穴吹川地区の直轄治山事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→完成（H27）

交通ネットワークの早期復旧を可能とするための海岸・河川堤防等の整備など

○ 陸・海・空の交通ネットワークの早期復旧を可能とするため、海岸堤防、河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全59箇所）（再掲）
8箇所（H25）→21箇所（H30）
- ・ 撫養港海岸の地震・津波対策の促進（再掲） 工事施工中（H25）→完成（H28）
- ・ 旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進（再掲）
工事施工中（H25）→工事促進中（H30）
- ・ 水門・樋門等の自動化・閉鎖率（再掲） 38%（H25）→46%（H30）
- ・ 林野4海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備（再掲） 毎年度実施
- ・ 重点整備河川の整備率（再掲） 68%（H25）→78%（H30）
- ・ 吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進（再掲：省略）
- ・ 長安口ダムの改造の促進（再掲） 工事施工中（H25）→完成（H30）

海上輸送拠点の整備

○ 海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進する。また、港湾施設が多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を図るため、重要港湾のBCP策定を推進する。

- ・重要港湾（2港）の港湾BCP策定 1港（H25）→ 2港（H27）
- ・海上輸送拠点港（港湾）に必要な耐震強化岸壁（5バース）の整備（再掲）
4バース（H25）→ 5バース（H26）
- ・徳島小松島港沖洲（外）地区複合一貫輸送ターミナルの整備（再掲）
工事施工中（H25）→ 供用（H27）
- ・徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備（再掲）
調査設計中（H26）→ 完成（H29）



空港機能の早期復旧体制の整備

○ 空港機能について、発災後、早期復旧できるよう関係機関の情報共有体制を構築する。

公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備

○ 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、各種団体との支援協定の締結を推進し、情報収集・共有体制を整えるなど連携体制を整備する。

早期復旧に向けた取組の推進

- 発災時の迅速な救助・救出やライフラインの早期復旧に向けて、通行可能ルートを把握することのできる「災害時情報共有システム」の情報を、防災機関やライフライン事業者等と共有するとともに、発災時に備え、円滑に運用できるよう訓練を定期的実施する。
- 発災後、迅速な道路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う。
- 海上交通管制の一元管理、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する。

7 制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、市街地の各所で火災が発生し、また、石油タンクから流出した油に引火し、津波による漂流物に燃え移るなど大規模な火災が発生する
- ・ 沿線や沿道の建物等が倒壊し、避難路が塞がれ避難の支障となり、道路に車が放置され交通麻痺が発生する
- ・ ダムに大量の土砂や流木が流入し、洪水調節機能が低下、また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、その後の豪雨等により決壊し、土石流等による被害が広範囲に拡大する
- ・ 工場や事業場の有害物質が津波により流出し、健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する
- ・ 山間部の農地や山林が大規模崩壊等により荒廃、その後の降雨等により表土が流出し新たな山腹崩壊を引き起こし、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する

推進方針(概要)

7-1) 市街地での大規模火災

7-2) 海上・臨海部の複合災害の発生

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による被害及び交通麻痺

7-4) ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

○ダム管理施設の改良促進

- ・ 予防保全的管理の推進
- ・ ダム管理施設の計画的な更新・改良



○警察・消防等の充実強化等

- ・ 体制・装備資機材や訓練環境等の充実強化
- ・ 消防団、自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上



初期消火訓練

- ・ 関係機関と連携した実践的な訓練を実施



○有害物質の拡散防止対策

- ・ 有害物質の適正管理、マニュアル整備を促進
- ・ 大規模拡散、流出防止のための資機材の整備、訓練等の実施
- ・ 高圧ガス漏洩防止対策の実施



○空中消火体制の整備

- ・ 大規模火災に備えた空中消火訓練の実施



○漂流物防止対策等の推進

- ・ 津波による漂流物防止対策の推進
- ・ 放置艇対策や沈船の撤去を推進



7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○森林の適正管理と保全の推進

- ・ 間伐促進及び治山・地すべり防止事業を推進



- ・ 森林経営計画による計画的な森林整備の促進



- ・ 森林の公的取得、保安林等の指定拡大を推進

○県産材の利用促進等

- ・ 公共建築物、民間住宅への県産材利用推進



○農地・農業水利施設等の保全

- ・ 多面的機能の維持・発揮のための保全活動実施



7 制御不能な二次災害を発生させない

- 7-1) 市街地での大規模火災の発生
- 7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生
- 7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
- 7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

<要点>

1-1)、1-2)による火災対策や建築物等の倒壊対策、1-4)、1-5)による水害、土砂災害対策に加え、ダム管理施設の改良促進や空中消火の体制整備や有害物質の拡散防止対策、漂流物防止対策等を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

ダム管理施設の改良推進

- 大規模地震や台風・豪雨等においても、治水上必要なダムの機能が保持されるよう、定期点検・検査等の結果を踏まえ、予防保全的管理を推進するとともに、耐用年数を迎えるダム管理施設（設備等）の計画的な更新・改良に努める。

また、ため池についても耐震診断等を実施するとともに、その結果に基づく耐震対策及び監視体制の強化に努める。



- ・ 県管理ダムの施設改良箇所数（対象全4ダム） 1箇所（H25）→ 3箇所（H30）
- ・ 長安口ダムの改造の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H30）
- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震診断の実施割合 50%（H25）
→ 100%（H30）

土砂災害対策の推進

- 深層崩壊をはじめとする大規模土砂災害により生じる、天然ダム等の損壊に備えた防災対策を国と連携し着実に推進する。

- ・ 河道閉塞対応訓練の実施 毎年度実施
- ・ 土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設及び避難所の施設数（全838施設）
（再掲） 269施設（H25）→305施設（H30）
- ・ 祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の促進（善徳地すべり防止区域）（再掲）
工事施工中（H25）→工事促進中（H30）
- ・ 吉野川水系直轄砂防事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→工事促進中（H30）
- ・ 祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→工事促進中（H30）
- ・ 穴吹地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→完成（H27）
- ・ 阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→完成（H29）
- ・ 穴吹川地区の直轄治山事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→完成（H27）

防火・消火体制の整備

- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。

・ LPガス放出防止装置設置率（再掲） 約69%（H25） → 100%（H28）

警察・消防等の充実強化と連携した訓練の実施等

- 災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、警察、消防機能の低下を回避する取組を進める。また、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る。
- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、応急対応能力の向上等を図るため、地震等の災害に即した実践的な実動訓練、災害対策本部設置訓練（図上訓練）及び総合防災訓練等を実施する。

・ 石油コンビナート等事業者との総合防災訓練の実施 毎年度実施



- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞情報を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との連携強化、信号機電源付加装置の整備等を推進する。

・ 緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率（再掲） 51%（H25）
→ 72%（H30）

有害物質等の拡散防止対策

- 県は、平時から化学物質や毒物・劇物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により津波や地震による流出の防止を図る。また、事故発生を想定したマニュアルの整備を行う。

・ 化学物質や毒物・劇物の流出を想定したマニュアルの整備を促進（H25）
→ 化学物質や毒物・劇物の流出を想定した対応マニュアルの見直しを推進（H30）

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する。

- 高圧ガス事業者は、高圧ガス設備の耐震性向上を図るため、既存高圧ガス設備の点検を行うとともに、必要な耐震補強に努める。

空中消火体制の整備

- 大規模火災に備え、空中消火訓練を実施する。



津波火災対策の検討

- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する。

漂流物防止対策等の推進

- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶等が流出し二次災害を発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する。
- 港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関等が連携し、放置艇対策を推進する。また、沈船の撤去を推進する。



7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<要点>

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、県産材の利用促進、また、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

森林の適正管理と保全の推進

- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

- ・ 森林整備面積（再掲） 4,534 ha（H25）→ 27,000 ha（H30）
- ・ 森林経営計画認定面積（再掲） 15,929 ha（H25）→ 60,000 ha（H30）
- ・ 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数（再掲）
716集落（H25）→ 726集落（H30）



- 森林を適正に管理・保全するため、県をはじめとした公的機関による「保安林」や「とくしま県版保安林」の指定拡大等による森林の「公的管理」を推進する。
また、将来にわたって適正な森林管理が継続されるよう私有林の森林境界の明確化を促進する。

- ・保安林指定面積（累計） 96,124 ha（H25）→ 97,800 ha（H30）
- ・「とくしま県版保安林」指定面積（累計） 0 ha（H25）→ 250 ha（H30）
- ・森林境界明確化面積実施率（再掲） 32%（H25）→ 50%（H30）

県産材の利用促進等

- 県産材の生産・消費量を増加させることにより、森林の間伐や更新を促進する。

- ・県産材の生産量（再掲） 292,000 m³（H25）
→ 420,000 m³（H30）



農地・農業水利施設等の保全

- 農業の有する多面的機能の発揮を促進させるため、「日本型直接支払制度」の活用により、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。

- ・多面的機能の維持・発揮のための共同活動実施地区面積 10,422 ha（H25）
→ 12,000 ha（H30）



8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、家屋倒壊や津波による災害廃棄物や津波堆積物が大量に発生し、広域処理の調整ができず、廃棄物処理が長期化し、復旧・復興が遅れる
- ・ 沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受け、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、復旧・復興が大幅に遅れる
- ・ 警察が津波等で被害を受け、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化し、長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊により、その後の復興作業が大幅に遅れる
- ・ 基幹インフラが損壊するが、被災範囲が広大なことから、復旧資材・重機・技術者が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まず、物流等が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる
- ・ 液状化とともに地盤沈下したところへ津波が来襲することで広域が水没し、海拔0mとなった地域は長期にわたり水没する

推進方針(概要)

8-1) 大量の災害廃棄物処理の停滞

8-4) 基幹インフラの損壊

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生

○ミッシングリンクの早期解消

- ・ 四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備促進

○四国新幹線の整備推進

- ・ 四国新幹線実現に向けた取組を推進

○浸水対策の推進

- ・ 海岸堤防・河川堤防の耐震化
- ・ 防潮林の整備推進

○公共土木施設の老朽化対策の促進

- ・ 「徳島県公共施設等総合管理計画」の策定

○緊急輸送道路等の整備推進

- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化



- 災害廃棄物処理計画の策定促進
 - ・ 市町村における計画策定の促進

○地籍調査の促進

○事前復興計画等の策定促進

- ・ モデルとなる市町村の支援
- ・ 仮設住宅の用地確保計画の策定促進

○訓練の実施等による実効性の向上

- ・ 県内市町村、民間事業者、他都道府県等による連携訓練の実施
- ・ 国交省と連携した情報伝達訓練、排水ポンプ車稼働訓練の実施



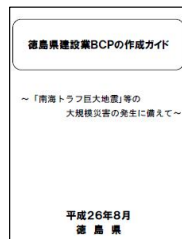
8-2) 復旧・復興を担う人材等の不足

○建設業BCP策定の促進

- ・ 建設業BCP策定・更新を促進

○建設産業の担い手確保・育成

- ・ 建設産業の魅力発信、技術者育成等の支援



○大規模災害発生時における支援協定の締結団体との連携強化

- ・ 協定締結団体との連携訓練による道路啓開等の能力向上や支援体制の強化

○県技術職員OB等による支援体制の構築

- ・ 県技術職員OB等からなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力による支援体制構築

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化

○自主防災組織等の充実強化

- ・ 自主防災組織の活動活性化支援
- ・ 消防団の強化、防災リーダーの育成
- ・ 防災訓練等による災害に強い地域コミュニティの構築



○警察、消防等の体制・資機材等の充実強化

- ・ 警察、消防等の体制・装備資機材等の充実強化
- ・ 訓練施設、体制の更なる充実強化



○被災者生活再建支援制度の充実

- ・ 被災者生活再建支援制度の充実
- ・ 市町村職員向け「被災者生活再建支援制度」研修

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-4) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<要点>

ミッシングリンクの早期解消や四国新幹線の整備を促進するとともに、公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し基幹インフラの損壊等の防止を図る。また、「災害廃棄物処理計画」の策定及び地籍調査を促進する。さらに、長期浸水に備え、海岸堤防等の耐震化を推進する。

ミッシングリンクの早期解消等

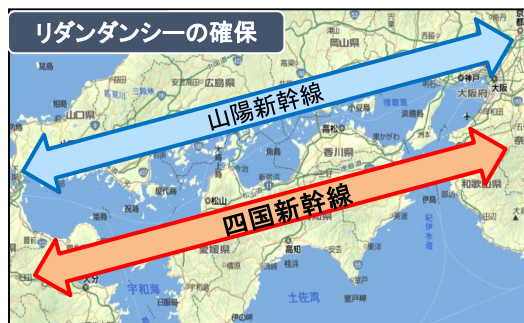
○ 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進する。

- ・ 四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲：省略）
- ・ 高松自動車道の4車線化（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H30）

四国新幹線の整備推進

○ 「山陽新幹線のリダンダンシーの確保」や「多重型国土軸の形成」として、「四国新幹線」の整備を推進する。

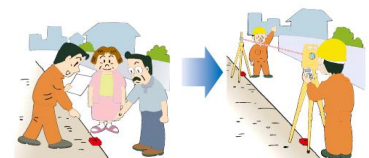
- ・ 四国新幹線実現に向けた取組を推進 シンポジウム開催（H26）→ 継続して実施



地籍調査の推進

○ 被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。

- ・ 地籍調査進捗率 31.8%（H25）→ 37%（H30）



災害廃棄物処理計画の策定促進

- 「災害廃棄物対策指針（H26.3）」に基づき、「徳島県災害廃棄物処理計画」を策定した上で、市町村災害廃棄物処理計画策定ガイドラインを作成し、市町村の計画策定を支援する。
また、今後、国が予定しているブロック毎の広域処理行動計画等の策定に併せて、必要な見直しを随時行う。

なお、災害廃棄物については、最終処分量の減量化や資源の有効活用の観点から、例えば、木くずについては、MDFやバイオマスボイラ燃料への再生を図るなど再資源化の徹底について検討を行う。



・「災害廃棄物処理計画」の策定市町村数

○ 市町村（H25） → 24市町村策定（H28）

浸水対策の推進

- 浸水被害の防止・軽減を図るため、海岸堤防、河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全59箇所）（再掲）

8箇所（H25） → 21箇所（H30）

・撫養港海岸の地震・津波対策の促進（再掲） 工事施工中（H25） → 完成（H28）

・旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進（再掲）

工事施工中（H25） → 工事促進中（H30）

・水門・樋門等の自動化・閉鎖率（再掲） 38%（H25） → 46%（H30）

・林野4海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備（再掲） 毎年度実施

・重点整備河川の整備率（再掲） 68%（H25） → 78%（H30）

・吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進（再掲：省略）

・長安口ダムの改造の促進（再掲） 工事施工中（H25） → 完成（H30）

公共土木施設等の老朽化対策の促進

- 本県の道路、河川、港湾、砂防など社会資本の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。

・「徳島県公共施設等総合管理計画」の策定（H26）

・総合管理計画に基づく「全ての施設類型（17類型）毎の個別施設計画」をH31までに策定

事前復興計画等の策定促進

- 事前復興計画策定モデル事業を拡充し、高台移転などの「まちづくり計画」に係る概略検討を支援対象に追加するなど、具体的なモデルとなる市町村を支援し、市町村の事前復興計画の策定を促進する。

- 南海トラフ地震の被害想定に基づき、仮設住宅の用地確保計画や県産木材などを使用した建築資材の備蓄など、迅速な復興を可能とする仕組みづくりを市町村をはじめ、林業や木材、建築関係団体などとも連携しながら促進する。

訓練の実施等による実効性の向上

- 県内市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高める。
- 排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上を図る。



緊急輸送道路等の整備推進

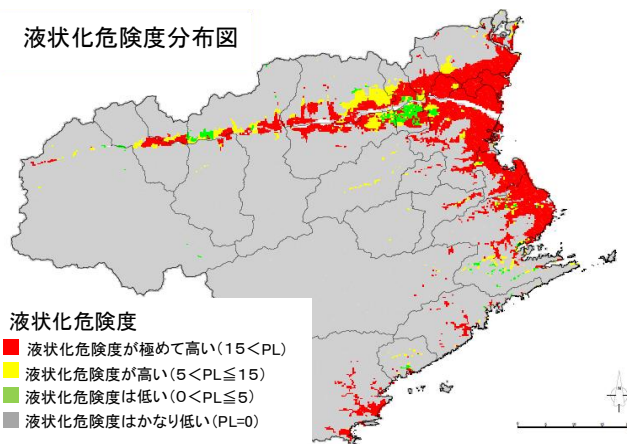
- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化を推進する。

・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率（再掲） 78%（H25） → 86%（H30）
 うち緊急輸送道路 94%（H25） → 99%（H30）

液状化対策の推進

- 県内の詳細な地盤データを反映した「液状化危険度分布図」について、県HPやパンフレット等による啓発に努める。
- 「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる。

液状化危険度分布図



8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<要点>

建設業BCPの策定・見直しを促進するとともに、建設業界団体と行政が連携して、建設産業の担い手確保・育成に取り組む。また、県技術職員OBによる支援体制を構築する。

建設業BCP策定の促進

○ 建設企業におけるBCP策定を促進するため、「建設業BCP認定制度」により継続して策定を支援するとともに、認定したBCPをより一層実効性のあるものとするため、認定企業の継続更新に向けた取組を推進する。

・建設業BCPの認定企業数 99社（H24）→120社（H30）

建設産業の担い手確保・育成

○ 建設産業における担い手の確保・育成を図るため、建設業界団体と行政とが連携して、建設産業の魅力を発信するとともに、技術者の育成などを支援する。

大規模災害発生時における支援協定の締結団体との連携強化

○ 「大規模災害発生時における支援協定」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対策連携訓練を実施し、道路啓開等の能力向上や支援体制の強化を図る。

県技術職員OB等による支援体制の構築や道路啓開等の効率化

○ 県技術職員OB等からなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力を得て、国から派遣されるTEC-FORCEへの協力や市町村への支援ができる体制づくりを構築する。



○ 道路啓開等にあたっては、国等との情報共有を図り、限られた資源を有効かつ効率的に活用するための体制を構築する。



8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<要点>

自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。加えて、警察・消防等の体制・資機材等の充実強化を図る。

自主防災組織等の充実強化

- 自主防災組織については、現在92.7%（全国4位）の組織率となっており、今後は全国トップの組織率を目指し、さらに100%の達成に向けて取り組むとともに、活動の活性化について支援を行う。また、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図る。さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る。



- ・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成（再掲） 13市町村（H25）
→ 24市町村（H30）

警察関係施設等の機能強化

- 警察・消防機能の大幅な低下を回避するため、施設等の整備を進めるとともに、警察や消防の緊急車両が被災後に使用できない事態を招かないよう対策を検討する。

警察、消防等の体制・資機材等の充実強化

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、警察、消防機能の低下を回避する取組を進める。
- 警察災害派遣隊について、訓練練度の向上を図るため、訓練施設、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新を推進するとともに、給油手段の確保を図る。



被災者生活再建支援制度の充実

- 被災者生活再建支援制度については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化など制度の充実について国に要望するとともに、被災者が早期に生活再建できるよう「被災者生活再建支援制度」の研修を強化し、市町村職員の実力の向上を図る。

●横断的分野の推進方針

リスクコミュニケーション分野

- 県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び災害時要援護者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する。
- 幼少期からの防災教育をはじめ、県民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、地域の防災リーダーをはじめとする防災を担う人材を育成する。
- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで、構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する。
- 災害発生時には、学校や社会教育施設が避難所として大きな役割を担うことから、学校・家庭・地域の連携を推進するとともに、地域連携のキーパーソンとなる人材を養成し、地域間・世代間の交流を通じて、地域の特性や各年代層に応じた防災生涯学習を展開する。
- 地域防災を担う人材を育成するため、県立高校において、防災クラブの設置を進めるとともに、教職員の防災士の資格取得を推進する。
- 普段は防災・減災に関わっていない一般の人々も巻き込み、地域防災力を向上させるため、防災・減災の専門家や実務家、自治体、自主防災組織等の相互連携のため関係者間の交流を促進する。



（重要業績指標）

- ・「防災クラブ」を設置する県立高校数（全34校） 15校（H25）→ 全校（H27）
- ・防災士の資格を取得した県立学校教員数 0人（H25）→ 50人（H30）

長寿命化対策分野

- 「徳島県公共施設等総合管理計画」に基づき、人口推移・構造の変化や財政負担を踏まえて将来ニーズを見通し、県民の利便性、運営及び管理効率、施設機能、施設規模や立地などの幅広い観点から不断の「公共施設のあり方の抜本的見直し」を推進し、「長寿命化対象施設」を厳選する。
- その上で、「既存ストックの積極的な有効活用」を通じて、「予防保全型」の「継ぎ目ないメンテナンスサイクル」を基礎とする「老朽施設の戦略的な長寿命化」を実行し、「国土強靱化」に資するとともに「県民の安全安心の確保」を図る。



○ 計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁を挙げた推進体制を構築する。

○ 各施設類型毎の個別施設計画を早期に整備するとともに、総合管理計画との整合性を図りながら取組を充実・深化させる。

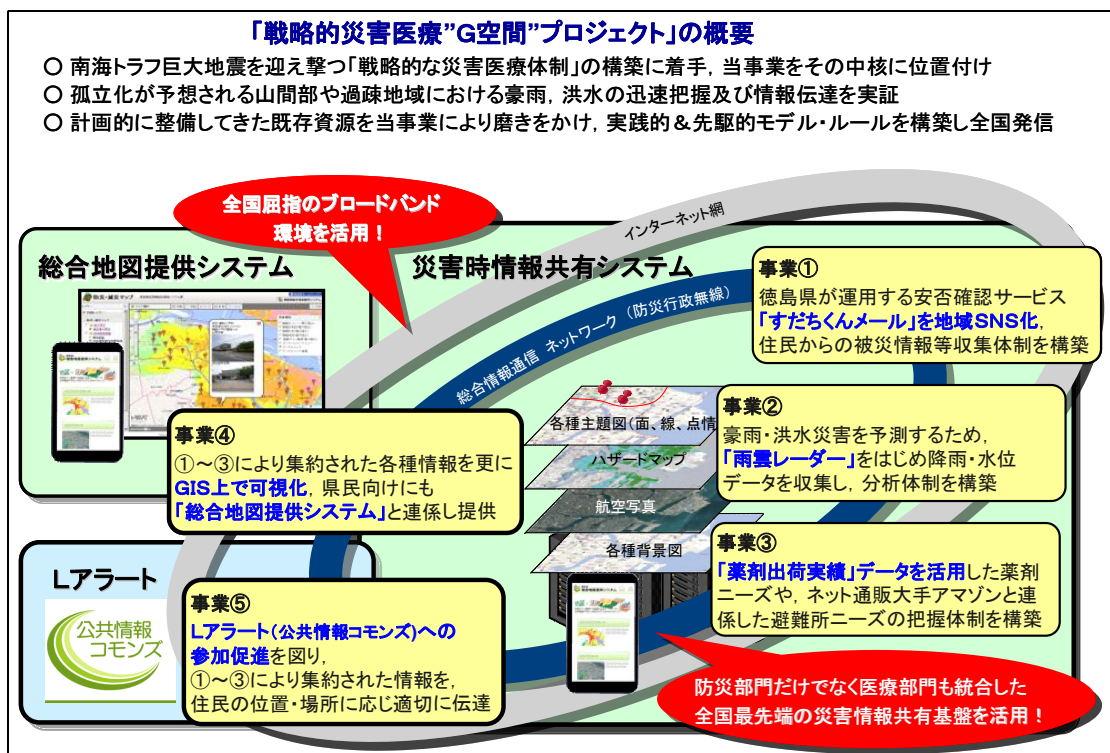
(重要業績指標)

- ・「徳島県公共施設等総合管理計画」の策定(再掲)(H26)
- ・総合管理計画に基づく「全ての施設類型(17類型)毎の個別施設計画」をH31までに策定(再掲)

研究開発分野

○ 徳島県科学技術憲章の理念に則り、産官学の叡智を結集させ、防災に役立つ研究開発を進める。

○ G空間プロジェクトとして、さらに各防災機関等の自立的災害対応や速やかな被災者支援を実現するため、様々な災害情報を地図上で可視化する高度利用に向けた取組を実施する。



○ 国土保全に寄与するとともに、仮設住宅への利用など防災にも役立つ県産木材の活用方法の研究をさらに進める。



- 陸こうの自動閉鎖の「実証実験」で、有効性が確認された「新技術」については、津波到達時間が短く、操作人による閉鎖が困難な箇所への活用を図る。



- 「南海トラフの地震・津波観測監視システム（DONET）」において、その観測情報の防災・減災対策への活用について検討を行う。

（重要業績指標）

- ・ 災害時共有情報の提供数 12項目（H26）→ 25項目（H30）

過疎対策分野

- 過疎地域の厳しい社会経済情勢を踏まえ、地域活性化に向けた取組を一層加速するとともに、国の財政支援制度などを有効活用し、必要な生活基盤の整備はもとより、地域の実情に応じた、身近な生活交通、医療の確保、集落の維持活性化など、生活に密着したソフト対策を重点的に推進する。



- 過疎地域には、大規模災害発生時には、孤立する可能性のある集落が多数存在していることから、災害に強い通信手段を確保するために、衛星携帯電話だけでなく、デジタル簡易無線とアマチュア無線など、特に山間部においては地域の状況に応じた通信網の整備を行う。
- 東日本大震災を契機としたリスク分散の観点から、業務や機能の一部を地方のオフィス、いわゆる「サテライトオフィス」へ移転する動きがみられており、全国屈指のICT環境をいかして高齢化が進む過疎地域に、サテライトオフィスを誘致し、過疎地域の活性化を図るとともに、誘致に伴う移住者の協力を得て地域防災力の向上を図る。



- 廃校舎や活用されていない空き家など過疎地域における遊休施設を有効活用し、平時には地域コミュニティの拠点として、また、発災時には長期避難所等として利用する取組を推進する。

V 施策の重点化

39のプログラムについては、本県が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画との一体性等を考慮し、13の重点化すべきプログラムを選定した。重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態	
① 人命の保護が最大限図られる	① 大規模自然災害が発生したときでも全ての人命を守る	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-7	多数の災害関連死の発生
		② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
3-3	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全		
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		
③ 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる	③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全
	④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-5	食料等の安定供給の停滞
④ 迅速な復旧・復興を可能にする	⑥ 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態
	⑦ 制御不能な二次災害を発生させない	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

VI 計画の推進と進捗管理

1 推進体制と推進エンジン

① 推進体制

計画の推進については、国、県、市町村、民間事業者、NPO団体、県民等の叡智を結集し、本県の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。さらに、今後、県域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図る必要がある。

② 推進エンジン

地域計画による「強靱な県土づくり」を実現するため、「目に見える財源」として、「命を守るための大規模災害対策基金」を活用するものとする。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による県土の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しをPDCAサイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



別紙 1 「起きてはならない最悪の事態」の様相

1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、県下は全域で強い揺れに見舞われた。その直後には、沿岸部や吉野川、那賀川流域等では液状化が発生した。このため、耐震化が不十分な住宅やビル、電柱や信号機なども倒壊し、その一部が道路を塞いだ。また、火災が各所で発生したが、道路の通行止めや断水の影響で消火が十分にできず、延焼が拡大し、多くの死傷者が発生した。</p>	
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、県下は全域で強い揺れに見舞われた。耐震化が不十分な病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊し、火災も発生した。また、倒壊を免れた建築物の中には、非構造部材の落下や棚等が転倒した。これらによって多くの死傷者が発生した。</p>	
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
<p>南海トラフ地震が発生後、沿岸部には大津波が襲来し、河川を遡上した。地震による強い揺れで海岸や河川の堤防が損壊したため、津波は内陸部まで到達し、広い範囲で甚大な被害が発生した。地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、また、停電により信号機が消えたことにより、一斉に渋滞が発生し、車による素早い避難ができず、大混乱となった。逃げ遅れた住民に多くの死傷者が発生した。</p>	
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
<p>大型化する台風の来襲等により、長時間の激しい降雨に見舞われたことにより、河川の水位が急激に増し、堤防の越水もしくは決壊が起こる。</p> <p>西部の吉野川の各支川は天井川を形成しており、吉野川下流の各支川は本川水位の影響を受けて常時冠水状態となる。また、県南部の河川はしばしば局地的な集中豪雨に遭うなど、県内の広い地域で甚大な浸水被害を受ける。</p>	
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
<p>大型化する台風の来襲や激化する梅雨前線等により、集中豪雨が数日間続き、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が県内各地で多発し、避難の遅れた多数の住民が犠牲になった。さらに、大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が消滅するとともに、多量の土砂が河川に流入し、一時的に土砂ダムを形成・決壊したことで、上下流の集落に甚大な被害が発生した。これらの影響で不安定な多量の土砂が山腹や河川内に堆積し、土砂災害や洪水の発生しやすい状態が長期間にわたり継続した。</p>	
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
<p>南海トラフ地震が発生し、県下全域が震度6弱以上の強い揺れに見舞われたことによる通信手段の断絶や、超大型台風来襲時の避難指示等の遅れなどにより、住民の避難行動の開始が遅れ、多数の死傷者が発生する。</p>	
1-7	多数の災害関連死の発生
<p>南海トラフ地震の発生による電源喪失等により、病院入院中の患者はもとより、在宅医療を受けている継続治療が必要な患者が治療を受けられない事態(人工呼吸器、人工透析等)が起こり、多数の死者が発生する。さらに、長期に渡る避難所や仮設住宅の生活により、肺炎や慢性疾患による死亡、さらにはPTSD(心的外傷後ストレス障害)による自殺者が発生する。</p>	

2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
<p>南海トラフ地震が発生。その被害は関東から九州の広い範囲に及んだ。本州四国連絡道路など高速道路は被害が少なかったため、いち早く通行が確保されたが、県内の緊急輸送道路については、津波や土砂崩れにより至る所で通行不能となり、被災地への輸送は困難な状態が続いた。また、港湾についても、航路の啓開作業や港湾までの道路啓開に時間を要し、食料や飲料水の搬送が困難な状況が続いた。県外からの救援物資は、カウンターパートを結んでいる鳥取県からは被災直後から供給が開始されたが、あまりにも被害が広域なため物資の供給が長期停止した。</p>	
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
<p>南海トラフ巨大地震やスーパー台風等の集中豪雨、突発的な豪雪等に伴う津波、河川氾濫及び土砂災害により道路網が寸断され、また、同時多発的に山間部の道路斜面が崩壊、橋梁の落橋、道路への倒木等により、多数の孤立集落が発生した。このため、救出や救援物資の搬送は、ヘリコプターによる空輸のみとなった。また、道路の復旧に時間を要し、このため電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取りもどすには長い時間を要した。</p>	
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p>南海トラフ地震が発生し、沿岸部に近い自衛隊、警察、消防、海保等の施設は、津波により、人的被害は免れたものの、車両や資機材の一部に被害が出た。救助・救急活動については、他県から応援が駆けつけたものの、被害が県下全域に及ぶことから、その人員や資機材が絶対的に不足するとともに、倒壊又は流出した住宅や津波堆積物等の影響、道路の通行止めなどにより思うように進まないという事態が発生した。</p>	
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
<p>臨海部にある火力発電所が、南海トラフ地震・津波により被害を受けたため、稼働不能に陥り、送電線も広範囲で断線した。このため、電力供給が長期にわたり途絶することとなった。また、ガソリンや軽油等については、広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、県下への供給が長期にわたり途絶した。救急病院の自家発電装置や救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。</p>	
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
<p>南海トラフ地震によって、鉄道や幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。このため、自宅に帰ることの出来ない人が、勤務先や駅、一時避難所及び指定緊急避難場所などに溢れ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。</p>	
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
<p>南海トラフ地震による揺れ、津波により、東部・沿岸区域にある医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至る。被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送などが急がれるも、医療従事者の被災状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送できないことに加え、薬や医療器材の不足により、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生する。</p>	
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
<p>寒さの厳しい時期に、南海トラフ地震が発生。地震・津波により下水道及び上水道施設が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。また、医療従事者や医薬品の不足により満足な治療が受けられない状態が続いた。さらに、避難所も寒さが厳しい上に、大勢の避難者が生活していることから、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼</p>	

児が重症化した。

3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
<p>南海トラフ地震が発生後、被災者は、ライフラインの途絶、食糧や水の不足もあり、自宅を離れ、指定避難場所などへ避難したことから、被災地域は無人的となった。また、警察も地震や津波で死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出た上、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的にあたったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。</p>	
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
<p>南海トラフ地震により、県下全域が大きな揺れに見舞われた。その直後、大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機は全て滅灯した。このため、無秩序に走行する車や津波から避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。</p>	
3-3	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全
<p>南海トラフ地震による強い揺れと津波により、県職員をはじめ市町村職員に多くの死傷者が出る。また、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶する。また、庁舎や学校をはじめとする行政関係の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となったことから、行政機能が機能不全となった。</p>	

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
<p>南海トラフ地震や中央活断層帯を震源とする地震等により、四国内の各発電所や変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥る。また、送電設備、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設の被害により復旧や輸送ができない。このため、携帯電話をはじめ、あらゆる情報通信が長期間麻痺し、県民生活や経済活動に大きな影響が出る。</p>	
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態
<p>南海トラフ地震や中央活断層帯を震源とする地震により、テレビやラジオ局の損壊とともに、長期にわたり、電力供給が停止する事態が発生する。また、津波の影響を受けたところでは、機器が浸水のため使用不能となる。このため、県民に重要な情報が届かない事態が発生する。また、甚大な道路の損壊により、郵便事業も長期に停止される。</p>	

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層を震源とする直下型地震が発生し、製造業等の工場施設が揺れや津波、地盤沈下等による被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼働がストップするとともに、地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなったことから、県内企業の生産力が大きく低下した。</p>	
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
<p>南海トラフ地震や大規模洪水により、四国内の各発電所の多くが、揺れや洪水、津波、地盤沈下、土砂崩れ等により大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も、配電線の断裂、変電所の損傷などにより、直ぐに受入体制が整わず、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設の被害により、受入及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。</p>	

5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
<p>南海トラフ地震による揺れにより、コンビナートが設置されている埋め立て地が液状化と地盤沈下を起こすことで、タンクが破損し、漏れた石油に引火して、爆発する。化学消火ができる消防車は地震の影響で現場に急行できず、延焼が広がり、火力発電所も焼失する。</p>	
5-4	金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層を震源とする直下型地震により、建物の倒壊や津波による被害、また、電力の供給がストップするなどにより、金融サービス機能が停止し、預金の引き出し、入金、送金などができなくなり、住民の生活や経済活動に大きな支障をきたすこととなった。</p>	
5-5	食料等の安定供給の停滞
<p>南海トラフ地震発生後、沿岸部には大津波が襲来し、漁村地域に深刻な被害が発生したことから、県産水産物の供給が停止する。また、広範囲にわたる道路の通行止めや港湾施設の被災により、県内外からの食料等物資の供給が停滞する。更には、基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞るとともに塩害により、農業生産ができない事態が発生する。</p>	

6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
<p>南海トラフ地震の揺れや津波等により、火力発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔の倒壊もあり、電力供給が停止した。また、石油・LPガスのタンクも海岸線にあることから甚大な被害を受け、供給能力を喪失した。</p>	
6-2	上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止
<p>南海トラフ地震による強い揺れや液状化により、県下の至る所で上水道、農・工業用水道の配管が破断し、沿岸部では、さらに津波の来襲により、被害が拡大する。また、上水道の取水施設も損壊するとともに、津波による浸水被害を受けて、機能停止する。このため、上水道、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、県民の生活や農工業に大きなダメージを与える。</p>	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
<p>南海トラフ地震の揺れにより、松茂町にある終末処理場は液状化と地盤沈下による大きな被害を受け、さらに津波に襲われて、設備等が浸水することで、長期の機能停止に陥る。また、下水管やマンホールが液状化によって広い範囲で浮き上がり、旧吉野川流域下水道は長期の機能不全に陥る。</p>	
6-4	陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態
<p>南海トラフ巨大地震や激化する集中豪雨に伴う、津波、河川氾濫及び土砂災害により道路網が断絶する。また、南海トラフ地震による揺れは、広域に震度6弱以上の震度となるため、陸上交通は、関西圏はもちろん山陽圏にも被害を及ぼす。四国に架かる3つの橋や高速道路も甚大な被害を受けて、四国が孤立する。海上交通も、揺れや液状化、津波の来襲により、港湾施設が長期使用不能となり、フェリーの運休や貨物船等の入出港の規制が長期化する。また、空路も同様に、滑走路の使用が出来ない状況が発生する。</p>	

7-1	市街地での大規模火災の発生
<p>南海トラフ地震により、市街地の各所で火災が発生する。また、津波により、燃料</p>	

漏れを起こしながら流される漁船や車、ガスボンベから噴出するガス、石油タンクから流出した油などに引火して、その火が津波による漂流物とともに街を襲い、市街地では大規模な火災が発生する。津波が退かない状況の中で、津波避難ビルも襲われ、消火ができないことから、多くの犠牲者が発生する。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

南海トラフ地震による津波は、大小の船舶を飲み込み、転覆、座礁が多発するとともに、破壊された船舶が燃料漏れや引火した状態で臨海部に運ばれていく。また、臨海部では、液状化、地盤沈下で動けなくなった自動車が津波を被りショートし、海面を流れる燃料に引火して、あらゆる場所で火災が発生する。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

南海トラフ地震の揺れにより、沿線や沿道の建物やブロック塀が倒壊し、人的被害が発生するとともに、避難路となるべき道路が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生する。特に、木造住宅が密集する地域では、道幅も狭い箇所が多いことから、より深刻な事態が発生する。

7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

南海トラフ地震や直下型地震、大型台風により大規模な山腹崩壊が発生し、ダムに大量の土砂や流木が流入することで、洪水調節機能が低下し、下流部において洪水被害が頻発する。また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流は下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大する。豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、越流により堤体が破壊、また、直下型地震などにより決壊することで下流に多くの被害が発生する。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

大規模な地震の発生による揺れにより、工場や事業場の有害化学物質貯蔵設備等が損壊する。その後に発生する津波により、有害化学物質が周辺土壌や河川・沿岸海域に流出し健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する。更に、当該有害化学物質による農水産物の安全性を懸念する風評被害が生じる。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

南海トラフ等の地震や台風、局地的集中豪雨等により、大規模な崩壊が発生し、山間部の農地や山林が大きな被害を受け荒廃する。荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こす。さらに裸地化の進行やクラック（亀裂）が生じている状態を放置すれば、その後の降雨による大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する。また、農地・農業用施設が被災することで営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展、中山間地域においては集落が消滅する危機に瀕する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

南海トラフ地震が発生し、地震による揺れ・液状化等による家屋倒壊や、津波の発生により災害廃棄物や津波堆積物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、町中に廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生ずる。また、悪臭や粉じんが発生し、生活環境が著しく悪化する。更に、広域処理の調整が付かず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れる。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

南海トラフ地震・津波により、特に沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等

	<p>が壊滅的な打撃を受けた。また、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、基幹道路の啓開等を担う人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れる。</p>
8-3	<p>地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>南海トラフ地震で津波被害に遭った地域は、余震等により津波が再来襲する危険もあることから、被災者は指定緊急避難場所などへ避難していた。また、警察も津波等で被害を受けた上、人命の救出に優先的にあたっていたことから、被災地域のパトロールが手薄となり、被災住宅等における窃盗事件が多発した。これら治安の悪化や長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊等により、その後の復興作業が大幅に遅れた。</p>
8-4	<p>基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>南海トラフ地震、大規模洪水や土砂災害によりあらゆる基幹インフラが損壊する。また、巨大地震による被災範囲が中部、関西、中国等と広大なことから、復旧資材・重機・技術者等が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まないことから、人流や物流が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。</p>
8-5	<p>広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>南海トラフ地震の揺れにより、県南部から東部にかけての沿岸部では、堤防や護岸、排水機場が被災し、液状化とともに地盤沈下したところへ津波が来襲することで広域が水没、塩害で防潮林が枯損し、農地は広範囲にわたりガレキや海水の流入により甚大な被害を受ける。その後も海拔0mとなった地域は、潮の干満によって長期にわたり水没した状態となり、さらに台風に襲われ被害が拡大するなど復旧復興が大幅に遅れる。</p>

別紙 2 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでもすべての人命を守る

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。
- 学校施設の耐震化率は、財政支援措置の拡充等により向上が見られるが、更なる耐震化の促進に加え、避難所として機能するための施設設備等が必要である。
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。
- 災害拠点病院の耐震化及び防災用設備等の整備を進める必要がある。
- 県営住宅集約化 P F I 事業を推進し、耐震化を完了させる必要がある。
- 交通施設の倒壊を避けるため、これらの耐震化・長寿命化、緊急輸送道路等の無電柱化を推進するとともに、点検整備を徹底する必要がある。
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、市町村をはじめとした関係機関と連携した取組を推進する必要がある。
- 大規模盛土造成地の有無を調査した上で、対象地が有った場合は大規模盛土造成地マップを公表し、住民に情報提供をする必要がある。
- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等について、設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する必要がある。
- 地震や津波による L P ガスの放出による延焼を防止するため、L P ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。
- 震災による被害者が出ないように、防災人材育成センターを中心に普及啓発活動、防災リーダーの育成等を推進するとともに実践的な総合防災訓練をはじめ住民参加の避難訓練等が行われ、県民の防災意識が向上しているが、シェイクアウト訓練や家庭内での F C P (家族継続計画) の普及、防災メモリアルデーや災害遺産を活用した防災啓発の充実、自主防災組織と企業の連携による防災訓練など自助・共助を強化するための取組が必要である。
- 県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を図ることを目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震

対策の取組を支援する必要がある。

- 沿岸部の都市計画区域では津波浸水が予測されていることから、今後、防災・減災対策も踏まえた区域マスタープラン等の変更・策定する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 木造住宅等の耐震化率 約 77% (H25) (※暫定値)
- ・ 民間建築物等の耐震化促進 (補助制度創設) 10市町 (H25)
- ・ 学校施設の耐震化率 公立高等学校 85% (H25)
公立小中学校 97% (H25)
- ・ 県立学校における避難所機能の整備率 53% (H25)
- ・ 社会福祉施設の耐震化率 86% (H25)
- ・ 県営住宅の耐震化推進 92% (H25)
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 78% (H25)
- ・ 無電柱化した道路延長 11km (H25)
- ・ 老朽危険空き家・空き建築物の除却数 84戸 (累計) (H25)
- ・ 大規模盛土造成地の有無等の公表率 0% (H25)
- ・ LPガス放出防止装置設置率 約 69% (H25)
- ・ 消防救急無線のデジタル化整備済団体 7.7% (H25)
- ・ 市町村単位の自主防災組織連絡会の結成 13市町村 (H25)
- ・ 防災士登録者数 832人 (H25)
- ・ 徳島東部都市計画区域マスタープラン 基礎調査着手 (H25)
- ・ 市町都市計画マスタープラン策定 (都市計画区域のある市町 7市7町)
6市6町 (H25)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。(再掲)
- 学校施設の耐震化率は、財政支援措置の拡充等により向上が見られるが、更なる耐震化の促進に加え、避難所として機能するための施設設備等が必要である。(再掲)
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。(再掲)
- 災害拠点病院の耐震化及び防災用設備等の整備を進める必要がある。(再掲)
- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等について、設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する必要がある。(再掲)
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。

- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。(再掲)
- 震災による被害者が出ないように、防災人材育成センターを中心に普及啓発活動、防災リーダーの育成等を推進するとともに実践的な総合防災訓練をはじめ住民参加の避難訓練等が行われ、県民の防災意識が向上しているが、シェイクアウト訓練や家庭内でのFCP(家族継続計画)の普及、防災メモリアルデーや災害遺産を活用した防災啓発の充実、自主防災組織と企業の連携による防災訓練など自助・共助を強化するための取組が必要である。(再掲)
- 県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を図ることを目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震対策の取組を支援する必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ 民間建築物等の耐震化促進(補助制度創設) 10市町(H25)
- ・ 学校施設の耐震化率 公立高等学校85%(H25)
公立小中学校97%(H25)
- ・ 県立学校における避難所機能の整備率 53%(H25)
- ・ 社会福祉施設の耐震化率 86%(H25)
- ・ 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 約73%(H25)
- ・ LPガス放出防止装置設置率 約69%(H25)

1-3) 広域にわたる大規模津波等による死者の発生

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、市町村をはじめとした関係機関と連携した取組を推進する必要がある。
- 津波に対する避難路や避難場所については、住民自ら行うマイ避難路をはじめ、がけ崩れ対策等の公共事業や高速道路の法面を活用した避難路・避難場所、津波避難タワーの整備をすすめるとともに、速やかな避難行動に役立つ海拔表示シートの設置やLED蓄電型照明等の整備、津波避難ビルの指定も積極的に行っているところであり、今後も引き続き、津波避難困難地の解消に向け取り組む必要がある。
- 海岸堤防や河川堤防等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める必要がある。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を推進し防災能力の強化と操作員の安全を確保し、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。
- 南海トラフ巨大地震による津波被害にも県南地域の防災拠点として対処できるよう、県立海部病院の高台移転とともに、国道55号牟岐バイパス、避難広場等の整備を進める必要がある。
- 広域的かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、公園における避難場所としての機能を強化する必要がある。
- 鉄道による地域分断を解消し、津波からの避難を確実にを行うため、避難路や救援路、高架施設を活用した一時避難場所などの機能確保が図れる鉄道高架事業を推進する必

要がある。

- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。(再掲)
- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する必要がある。
- 津波・洪水浸水想定や震度分布などの防災情報を、地図情報として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、県民の防災意識向上を図る必要がある。
- 津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、津波情報伝達体制の強化を図る必要がある。
- 津波からの即避難率100%を目指し県民の意識啓発を促進するとともに、防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど総合的なソフト対策を促進する必要がある。
- 平成26年3月に作成した津波に対する「海上避難ガイドマップ」を活用し、今後、漁業者など船舶利用者との連携により、海上避難訓練等に取り組む必要がある。
- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成が進められており、今後、さらに名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進する必要がある。なお、全体計画は策定済み。
- 徳島県商工3団体青年部が主体となり、東日本大震災の教訓を活かし、従業員が率先して逃げることで周辺住民の避難を促す「率先避難企業」の取組を実施し、賛同企業は既に100社にのぼっており、企業と周辺住民が一体となった防災対策に取り組む必要がある。

(重要業績指標)

- ・老朽危険空き家・空き建築物の除却数 84戸(累計)(H25)
- ・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進(全59箇所) 8箇所(H25)
- ・撫養港海岸の地震・津波対策の促進 工事施工中(H25)
- ・旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進 工事施工中(H25)
- ・水門・樋門等の自動化・閉鎖率 38%(H25)
- ・林野海岸施設の点検・機能強化と防潮林の整備箇所数 4海岸(H25)
- ・一般国道55号牟岐バイパスの整備 工事施工中(H25)
- ・都市公園施設の耐震化 93.8%(H25)
- ・鉄道高架事業の推進 調査設計中(H25)
- ・消防救急無線のデジタル化整備済団体 7.7%(H25)
- ・がけ地の保全に合わせた避難場所等の整備 29箇所(H25)
- ・海部病院改築工事 着手(H25)
- ・道路利用者等への海拔情報の周知(全300箇所) 194箇所(H25)
- ・津波避難困難地域解消のための計画を策定した市町村 43%(H26)
- ・津波避難計画策定率(対象10市町) 90%(H25)
- ・津波ハザードマップ作成・配布及び防災訓練実施率(対象10市町)

10%(H25)

- ・避難行動要支援者名簿作成市町村数 0市町村（H25）
- ・BCP認定企業数 0企業（H25）

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、排水施設、洪水調節施設の機能強化など、直轄管理河川の整備を促進する必要がある。また、県管理河川について、引き続き整備を推進する必要がある。
- 大規模水害における堤防の決壊や水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテを早急に策定する必要がある。
- 関係市町において、浸水（洪水、内水、高潮等）ハザードマップの作成を促進する必要がある。また、浸水想定区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、県民の防災意識向上を図っているところであるが、住民の防災意識をさらに深めるため、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。
- 「豪雨災害時避難行動計画検討会議」による検証結果に基づく安全な避難体制の確立やタイムラインの策定による事前の防災力の強化を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ・重点整備河川の整備率 68%（H25）
- ・吉野川勝命地区の整備 工事施工中（H25）
- ・吉野川脇町第一地区の整備 工事施工中（H25）
- ・吉野川加茂第二地区の整備 用地買収中（H25）
- ・旧吉野川の整備 工事施工中（H25）
- ・那賀川深瀬地区の整備 工事施工中（H25）
- ・那賀川加茂地区の整備 調査設計中（H26）
- ・長安ロダムの改造の促進 工事施工中（H25）
- ・内水ハザードマップの作成率 67%（H25）
- ・洪水ハザードマップの作成率 90%（H25）
- ・タイムラインを策定した市町村数 0市町村（H26）

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

- 国と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。特に災害時要援護者関連施設に対する対策を促進する必要がある。
- 平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害を契機として、土砂法による警戒区域の指定に向けた基礎調査の早期完了を目指すとともに、基礎調査結果の公表や土砂災害警戒情報等の適時・適切な発令により、土砂災害の危険性の周知を強化する必要がある。

ある。さらに、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに関係機関が連携をした訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 森林の荒廃により森林の国土保全機能（土砂災害防止・洪水緩和）が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。
- 老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、順次整備を行う必要がある。また、ため池の整備には時間を要することから、決壊すると多大な影響を与えるため池については、「ため池ハザードマップ」を作成・公表しソフト対策を強化し、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。（再掲）

（重要業績指標）

- ・ 土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設及び避難所の施設数
（全 8 3 8 施設） 2 6 9 施設（H 2 5）
- ・ 祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の推進（善徳地すべり防止区域）
工事施工中（H 2 5）
- ・ 吉野川水系直轄砂防事業の推進 工事施工中（H 2 5）
- ・ 土砂災害に係る基礎調査の実施率 3 3 %（H 2 5）
- ・ 土砂災害啓発マップの公表 0 %（H 2 5）
- ・ 森林経営計画認定面積 1 5, 9 2 9 ha（H 2 5）
- ・ 森林境界明確化面積実施率 3 2 %（H 2 5）
- ・ 森林整備面積 4, 5 3 4 ha（H 2 5）
- ・ 県産材の生産量 2 9 2, 0 0 0 m³（H 2 5）
- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップを作成した割合
1 5 %（H 2 5）
- ・ 消防救急無線のデジタル化整備済団体 7. 7 %（H 2 5）

1－6）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、公共施設等における公衆無線LANの整備やJ－ALER Tの普及、すだちくんメールやエリアメールの活用など情報伝達方法の強化が図られているところであるが、さらなる取り組みが必要である。

- G空間プロジェクトにより実証された、災害時情報共有システムにより収集された各種防災情報をGIS上で可視化し、県民に「総合地図提供システム」や「Lアラート」で情報提供をするシステムの全県展開を図る必要がある。
- 緊急交通路の指定等に関する交通規制情報を周知し、迅速かつ効果的な避難行動を誘導するため、交通情報板の整備、交通情報提供に関する関係機関との連携を図る必要がある。
- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるようにするため、災害時に、障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施していく必要がある。
- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成が進められており、今後、さらに名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進する必要がある。なお、全体計画は策定済み。(再掲)
- 徳島県商工3団体青年部が主体となり、東日本大震災の教訓を活かし、従業員が率先して逃げることで周辺住民の避難を促す「率先避難企業」の取組を実施し、賛同企業は既に100社にのぼっており、企業と周辺住民が一体となった防災対策に取り組む必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ 避難行動要支援者名簿作成市町村数 0市町村 (H25)
- ・ Lアラート導入事業者数 0 (H25)
- ・ ネット事業者等との連携 1 (H25)

1-7) 多数の災害関連死の発生

- 各市町村において、福祉避難所の指定は進んできているが、取組を一層促進するとともに、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。
- 県においては、平成26年1月に「徳島県災害時要援護者支援対策マニュアル」改訂したところであるが、今後、市町村において、子供や女性の視点を考慮した「避難所運営マニュアル作成指針」を改定し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める必要がある。
- 広域的かつ大規模な災害の場合、多くの被災者が避難所等に避難することになるため、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を含む精神的不調に対する予防策を長期的に講じる必要があることから、DPATを創設することとしており、今後、平時から関係機関が連携し、訓練等を行う必要がある。
- 東日本大震災における「発達障がい者」の避難所生活に対する課題を受けて、平成25年度に「発達障がい者」向けの「防災ハンドブック」を作成した。今後は、この「防災ハンドブック」を活用し、当事者および家族や関係機関に研修会等を通して、災害に対する意識を高めるとともに、市町村や関係機関等における発達障がい者への

支援体制の整備の必要性について周知していくこととしている。

- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。

(重要業績指標)

- ・福祉避難所の指定数 106箇所 (H25)
- ・DPA T (災害派遣精神医療チーム) の養成数 0チーム (H25)
- ・避難所運営リーダー養成数 0人 (H25)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進する必要がある。
- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備促進などを着実に推進し、また災害時の応急給水や復旧活動のための計画の策定を促進しているところであるが、今後さらに地下水や再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点としての機能を強化する必要がある。
- 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定締結や、家庭等における備蓄を推進しているところであるが、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を毎年度実施している。今後も、引き続き、発災時の迅速な生活必需品等の確保・搬送に向け、様々な被害を想定した訓練をする必要がある。
- 民間事業者による県産食材を用いた「防災備蓄食品」の開発を推進する。
- 大規模災害時の円滑な企業間支援の実現に向け、徳島県商工3団体青年部が主体となり、災害時において、企業が支援可能な情報を予め登録するWebサイト「とくしま災害支援パートナーズ」を立ち上げ、現在、登録企業の拡大に取り組んでいる。現在の登録企業：86企業
- 災害時介護福祉コーディネーターによる物資供給のスムーズな調整を行うため、より実践的な訓練や研修を実施する必要がある。

- 県及び社会福祉6団体間で締結している相互応援協定に基づく、施設間での物資援助を災害時に機能させるため、協力体制を一層強化する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 78% (H25)
- ・ 無電柱化した道路延長 11km (H25)
- ・ 緊急輸送路を補完する農林道の整備延長 17km (H25)
- ・ 海上輸送拠点港(港湾)に必要な耐震強化岸壁(5バース)の整備
4バース (H25)
- ・ 徳島小松島港沖洲(外)地区複合一貫輸送ターミナルの整備 工事施工中 (H25)
- ・ 徳島小松島港沖洲(外)地区の防波堤の延伸整備 調査設計中 (H26)
- ・ 四国横断自動車道(徳島JCT~徳島東間)の整備 調査設計中 (H25)
- ・ 四国横断自動車道(徳島東~小松島間)の整備 用地買収中 (H25)
- ・ 四国横断自動車道(小松島~阿南間)の整備 工事施工中 (H25)
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路)の整備 調査設計中 (H25)
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道(福井道路)の整備 調査設計中 (H25)
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道(海部道路)の整備 調査中 (H25)
牟岐~県境間(計画段階評価実施中)
- ・ 重要給水施設管路の耐震化率 29% (H24)
- ・ 西部健康防災公園の整備 基本構想策定 (H26)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の寸断による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターの装備、設備等の充実を図り、運航体制を強化するとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、ヘリポートの整備を促進するとともに県立学校等県有施設の屋上にヘリサインを整備する必要がある。
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進しているところであるが、進捗途上にあるためさらに推進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 臨時ヘリポートの整備数 9箇所 (H25)
- ・ 緊急輸送路を補完する農林道の整備延長 17km (H25)
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 78% (H25)
- ・ 無電柱化した道路延長 11km (H25)

- ・緊急輸送道路の斜面对策の整備済箇所数 138箇所（H25）
- ・生命線道路の強化率 47％（H25）
- ・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全59箇所） 8箇所（H25）
- ・旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進 工事施工中（H25）
- ・水門・樋門等の自動化・閉鎖率 38％（H25）
- ・重点整備河川の整備率 68％（H25）
- ・吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進（省略）
- ・長安口ダムの改造の促進 工事施工中（H25）
- ・祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の推進（善徳地すべり防止区域）
工事施工中（H25）
- ・吉野川水系直轄砂防事業の推進 工事施工中（H25）

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、施設の整備、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する必要がある。
- 自衛隊、警察、消防などの広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、公園における広域活動拠点としての機能を強化する必要がある。
- 警察災害派遣隊の訓練練度の向上のための訓練施設を整備する必要がある。また、L1規模の災害発生に備え、同隊の体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油手段の確保を図る必要がある。
- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他都道府県との連携強化を図り、合同訓練等を実施しているところであるが、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高めていく必要がある。
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。
- 警察、医師会、歯科医師会による連絡協議会等で多数遺体への対応（身元確認等）体制が構築されつつあるが、訓練等により強化を図っていく必要がある。

（重要業績指標）

- ・西部健康防災公園の整備 基本構想策定（H26）

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 避難所等への太陽光パネル等の設置については、国のグリーンニューディール基金を財源に、積極的に事業推進を図っているところであり、引き続き、当該制度を有効に活用して整備を促進する必要がある。（環境省の平成27年度概算要求では「グリーンニューディール事業」は、「基金事業」ではなく「単年度事業」に変更されるため執行方法や災害リスクの高まっている地域への重点配分について、考慮されるべき）

(重要業績指標)

- ・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数 21箇所 (H25)

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- 帰宅困難者を発生させないよう、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 東日本大震災で被災初期から防災拠点として機能を発揮した「道の駅」について防災拠点化をさらに推進する必要がある。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。
- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と自主防災組織等地域との連携強化の推進など帰宅困難者対策を推進しているところであるが、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進し、帰宅困難者の受入体制の確保を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ・四国横断自動車道(徳島JCT～徳島東間)の整備 調査設計中(H25)
- ・四国横断自動車道(徳島東～小松島間)の整備 用地買収中(H25)
- ・四国横断自動車道(小松島～阿南間)の整備 工事施工中(H25)
- ・地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路)の整備 調査設計中(H25)
- ・地域高規格道路阿南安芸自動車道(福井道路)の整備 調査設計中(H25)
- ・地域高規格道路阿南安芸自動車道(海部道路)の整備 調査中(H25)
牟岐～県境間(計画段階評価実施中)
- ・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 78%(H25)
- ・無電柱化した道路延長 11km(H25)
- ・「道の駅」防災拠点整備数(全10箇所) 0箇所(H25)
- ・緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率 51%(H25)

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の耐震化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策、港湾施設の耐震・耐波性能強化の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。

- 災害拠点病院においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの更なる充実・強化を図る必要がある。
- DMATが活動する急性期から、慢性期に移行するフェーズにおける医療体制を確保し、医療機能等の麻痺を防止するため、圏域毎に医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」を配置・連携することにより、発災後、刻々と変化する被災者や避難所、医療救護等の状況を的確に把握し、ドクターヘリの活用や他都道府県からの人材及び資材の配置を適正かつ迅速に行う必要がある。
- 大規模災害時に医療施設や関係者の不足する事態に備え、他都道府県との相互応援体制を構築しているところであるが、継続的な訓練の実施など連携強化を図る必要がある。
- 発災時に、救出救助や物資の輸送を円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の装備、設備等の充実を図るとともに、受援体制の強化を図る必要がある。
- 災害時における医療・救護に必要な医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄を行うとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保の体制を構築しておく必要がある。さらに、交通網等が寸断された状況を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進めておく必要がある。
- 災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東間）の整備 調査設計中（H25）
- ・ 四国横断自動車道（徳島東～小松島間）の整備 用地買収中（H25）
- ・ 四国横断自動車道（小松島～阿南間）の整備 工事施工中（H25）
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路）の整備 調査設計中（H25）
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道（福井道路）の整備 調査設計中（H25）
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道（海部道路）の整備 調査中（H25）
牟岐～県境間（計画段階評価実施中）
- ・ DMAT（災害派遣医療チーム）の育成数 21チーム（H25）

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する必要がある。また、下水道BCPの策定率は約2割であり、関係市町村と連携してBCP策定を促進していく必要がある。
- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害時の避難所において、高い専門性を活かして初期段階から衛生状況等を把握し、助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」を設置し感染予防対策支援を行うこととしているが、平時から予防接種の促進や衛生・防疫体制の強化に努める必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 重要な管渠の地震対策実施率 62% (H25)
- ・ 下水道BCP策定率 20% (H25)
- ・ 被災時の避難場所における2次感染死亡者の防止
「とくしま災害感染症専門チーム研修会」開催(H26)

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るとともに、警察として業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。
- 安全な留置施設への護送体制の構築を図るとともに、関係機関との相互連絡体制の確保を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率 51% (H25)

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進、関係機関との合同訓練の実施が必要である。
- 警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報の活用により、渋滞状況を正確に把握し交通渋滞を回避するため、交通管制システムの高度化を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率 51% (H25)

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全

- 関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。
- 避難所等への太陽光パネル等の設置については、国のグリーンニューディール基金を財源に、積極的に事業推進を図っているところであり、引き続き、当該制度を有効に活用して整備を促進する必要がある。(環境省の平成27年度概算要求では「グリーンニューディール事業」は、「基金事業」ではなく「単年度事業」に変更されるため執行方法や災害リスクの高まっている地域への重点配分について、考慮されるべき)
(再掲)
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難場所や防災拠点等(公

共施設等)において、自立型太陽光発電所からPHV・EVを用い、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。

- 県本庁舎の被災によりシステム基盤に障害が発生し、業務継続が困難になることを防止するため、システム基盤を県本庁舎とデータセンターの両方に設置し、双方の基盤を同時に運用することで耐災害性を強化する必要がある。
- 市町村役場が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを県外に保管するなど、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。
- 行政機関のBCP(業務継続計画)の策定や災害対策本部の初動体制の充実・強化など機能不全に陥らない体制を整備しているところであるが、継続的な見直しや訓練が必要である。

(重要業績指標)

- ・ 防災拠点となる施設の耐震化率 86.2%(H25)
- ・ 市町村BCP策定数 5市町(H25)

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上を図る必要がある。
- 総合情報通信ネットワークのデジタル化や多重化を進め、災害時における関係機関間の通信を確保する必要がある。
- 通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、衛星携帯電話の配備等による代替性の確保を図る必要がある。
- 引き続き「徳島県危機管理総合調整会議」を開催することにより、さらにライフライン事業者との連携強化を進める必要がある。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。
- BCPや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように対策を講じておく必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 企業においては、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。
- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高いものであり、平成26年3月に、新たに全業種を対象とした「企業BCP認定制度」を創設するとともに、徳島大学や経済団体との連携による図上訓練等の実践的な研修や専門家派遣による指導など、企業のBCP策定に向けた支援を行っている。今後とも、県内企業に対するBCP策定やサプライチェーンの寸断による生産力の低下を招かないようサプライチェーンを構成する企業間のBCPについても促進する必要がある。

(重要業績指標)

- ・BCP認定企業数 0企業 (H25)

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ライフライン事業者との連携については、現在南部総合防災訓練において、実践的な訓練を実施して、その実効性の検証を行っており、その実効性が有効と確認されれば、他の地域でも実施することが必要である。
- 県と徳島県石油商業組合が協定を締結し、災害時の緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等の運営に必要な燃料の供給を行うこととしており、今後も引き続き、石油商業組合と情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう取り組んでいく必要がある。
- 洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進し、発電所や配電施設等の耐災害性を高める必要がある。

(重要業績指標)

- ・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進 (全59箇所) 8箇所 (H25)
- ・旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進 工事施工中 (H25)
- ・水門・樋門等の自動化・閉鎖率 38% (H25)
- ・重点整備河川の整備率 68% (H25)
- ・吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進 (省略)
- ・長安口ダムの改造の促進 工事施工中 (H25)
- ・祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の推進 (善徳地すべり防止区域)
工事施工中 (H25)
- ・吉野川水系直轄砂防事業の推進 工事施工中 (H25)

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）などを実施しているが、さらなる応急対処能力の向上等を図るため、火災、爆発等を起こす可能性のある施設等にも呼びかけて訓練を実施する必要がある。

5-4) 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態

- 県内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組を促進していく必要がある。
- 被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、周知を行っているところであるが、今後も引き続き、発災時の被災企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を行っていく必要がある。

5-5) 食料等の安定供給の停滞

- 巨大地震による津波災害からの、速やかな被災農地の復旧と営農再開に向け、策定した農業版BCPの実効性を高める必要がある。
- 県内16の農業協同組合のうち、6組合において、BCP策定済（H26年6月時点）であり、残り10農協においても、H26年度中に策定予定である。土地改良区BCPについては、2土地改良区で策定済である。今後、更なる策定に向け、普及啓発を行う必要がある。漁協版BCPについては、1漁協において策定済である。今後、これをひな形として、県下の沿海漁協全体に取組を広げていく必要がある。
- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全59箇所） 8箇所（H25）
- ・ 国営総合農地防災事業による基幹用水路の整備延長 6.6km（H25）

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- 避難所等への太陽光パネル等の設置については、国のグリーンニューディール基金を財源に、積極的に事業推進を図っているところであり、引き続き、当該制度を有効に活用して整備を促進する必要がある。(環境省の平成27年度概算要求では「グリーンニューディール事業」は、「基金事業」ではなく「単年度事業」に変更されるため執行方法や災害リスクの高まっている地域への重点配分について、考慮されるべき)
(再掲)
- 電気自動車を「走る蓄電池」として、災害時の電力供給に活用する実証事業を県事業として実施しているが、この取組を普及させ、災害対応力を向上させるためには、国の支援策(単なる普及補助金を除く。)が不可欠である。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、自然エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 発電施設の災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。
- ライフライン事業者との連携については、現在南部総合防災訓練において、実践的な訓練を実施して、その実効性の検証を行っており、その実効性が有効と確認されれば、他の地域でも実施することが必要である。(再掲)
- 地震被害想定公表については、平成25年7月31日、被害想定(第一次)とあわせ、県内の詳細な地盤データを反映した「液状化危険度分布図」を作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数 21箇所(H25)
- ・ 県営発電施設の耐震化率 67%(H25)

6-2) 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備については、人口減少や核家族化に伴う都市の空洞化により非効率で、高コスト構造となり、また、老朽化した水道施設の更新問題等で進捗が図られていない状況である。さらに、補助の採択基準が厳しい状況である。このため、国へ補助採択基準の緩和を提言するとともに、効率的・効果的な整備方法を検討する必要がある。
- 県営工業用水道については、水管橋の地震・津波対策に取り組むとともに、管路は優先度評価に基づく耐震化・老朽化対策に努める必要がある。
また、大規模災害時に速やかに復旧するため、「企業局BCP」の充実・強化を図るとともに、緊急給水設備の整備、広域的な応援体制や復旧資材の備蓄等バックアップ対策に取り組む必要がある。
- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。
- 大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する必要がある。

- 「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。
- 地震被害想定公表については、平成25年7月31日、被害想定（第一次）とあわせ、県内の詳細な地盤データを反映した「液状化危険度分布図」を作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。（再掲）
- 再利用水（中間水）の活用の促進については、「とくしまー0（ゼロ）作戦」防災出前講座やその他の防災講座やイベント等を活用して、さらにその有効性の啓発に努める必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 工業用水道施設（管路を除く）の耐震化率 89%（H25）
- ・ 優先度ランクが高い工業用水道管路（延長8.4 km）の整備率 0%（H25）

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。
- 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率は約6割であり、引き続き耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する必要がある。また、下水道BCPの策定率は約2割であり、関係市町村と連携してBCP策定を促進していく必要がある。
- 農業集落排水処理施設について、災害対策につながる老朽化対策等を目的とした機能強化事業を促進する必要がある。
- 「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。（再掲）
- 地震被害想定公表については、平成25年7月31日、被害想定（第一次）とあわせ、県内の詳細な地盤データを反映した「液状化危険度分布図」を作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。（再掲）

（重要業績指標）

- ・ 重要な管渠の地震対策実施率 62%（H25）
- ・ 旧吉野川流域下水道幹線管渠の整備（全体計画4.1 km） 24.3 km（H25）
- ・ 農業集落排水の機能強化対策地区数 8地区（H25）
- ・ 下水道BCP策定率 20%（H25）

6-4) 陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態

- 東日本大震災で実証されたように、復旧復興は、災害に強い高規格道路を起点として行われており、また、発災後、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。

- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化や無電柱化を図るとともに、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等の対策を推進する必要がある。
- 緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる農林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- 海上輸送拠点となす港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに重要港湾のBCPの策定に取り組むことにより、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。
- 災害時情報共有システムを適切に運用することにより、通行可能ルート of 把握等を迅速に行うことができることから、防災機関やライフライン事業者等とも情報を共有し、円滑に運用できるよう訓練を定期的実施する必要がある。
- 「南海フェリー」「オーシャン東九フェリー」「徳島県トラック協会」など、主な公共交通機関等との支援協定を締結してきているところであるが、今後においても状況に応じて各種団体との支援協定の締結を推進し、連携体制を確保する必要がある。
- 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、なお一層、関係機関との情報収集・共有体制を整える必要がある。
- 空港機能について、発災後、早期復旧できるよう関係機関が情報共有をできる体制づくりを図る必要がある。
- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。
- 海上交通管制の一元管理、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組が始まっており、それらの取組を推進する必要がある。
- 地震被害想定公表については、平成25年7月31日、被害想定（第一次）とあわせ、県内の詳細な地盤データを反映した「液状化危険度分布図」を作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。（再掲）

（重要業績指標）

- ・ 緊急輸送道路の橋梁耐震化率 78%（H25）
- ・ 無電柱化した道路延長 11km（H25）
- ・ 緊急輸送道路等の斜面对策の整備済箇所数（全583箇所） 138箇所（H25）
- ・ 緊急輸送道路における重点箇所の改良率 40%（H25）
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長 17km（H25）

- ・ 海上輸送拠点港（港湾）に必要な耐震強化岸壁（5バース）の整備
4バース（H25）
- ・ 徳島小松島港沖洲（外）地区複合一貫輸送ターミナルの整備 工事施工中（H25）
- ・ 徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備 調査設計中（H26）
- ・ 重要港湾（2港）の港湾BCP策定 1港（H25）
- ・ 四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東間）の整備 調査設計中（H25）
- ・ 四国横断自動車道（徳島東～小松島間）の整備 用地買収中（H25）

- ・ 四国横断自動車道（小松島～阿南間）の整備 工事施工中（H25）
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路）の整備 調査設計中（H25）
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道（福井道路）の整備 調査設計中（H25）
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道（海部道路）の整備 調査中（H25）
牟岐～県境間（計画段階評価実施中）
- ・ 高松自動車道の4車線化 工事施工中（H25）
- ・ 一般国道32号猪ノ鼻道路の整備 工事施工中（H25）
- ・ 一般国道32号改築防災（大歩危工区）の整備 調査設計中（H25）
- ・ 一般国道55号阿南道路の整備 工事施工中（H25）
- ・ 一般国道55号牟岐バイパスの整備 工事施工中（H25）
- ・ 一般国道192号徳島南環状道路の整備 工事施工中（H25）
- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全59箇所） 8箇所（H25）
- ・ 旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進 工事施工中（H25）
- ・ 水門・樋門等の自動化・閉鎖率 38%（H25）
- ・ 重点整備河川の整備率 68%（H25）
- ・ 吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進（省略）
- ・ 長安ロダムの改造の促進 工事施工中（H25）
- ・ 祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の推進（善徳地すべり防止区域）
工事施工中（H25）
- ・ 吉野川水系直轄砂防事業の推進 工事施工中（H25）

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る必要がある。
- 大規模火災時の空中消火に備え、空中消火訓練が必要。
- 警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との合同訓練の実施、信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。
- 密集市街地における不燃化に取り組む必要がある。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。
- LPガス放出防止装置の設置の促進については、ガス放出防止装置の設置率100%を目指し、県エルピーガス協会とともに設置の促進を図る必要がある。
- 常備消防力の強化については、消防組織法により、消防庁が定める基準に基づき、消防職員・消防団員の教育訓練を、計画に沿って行う必要がある。
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、市町村をはじめとした関係機関と連携した取組を推進する必要がある。（再掲）
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、感震

ブレーカーや住宅用火災報知器の設置の促進を図る必要がある。

- 感震ブレーカーの設置の促進、住宅用火災警報器の設置等については、引き続き火災予防啓発を通じて、さらに推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ LPガス放出防止装置の設置率 約69% (H25)
- ・ 老朽危険空き家・空き建築物の除却数 84戸 (累計) (H25)
- ・ 緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率 51% (H25)

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- 港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携して、「放置艇対策推進会議」を設置し、放置艇対策の検討を進め、漁業関係者とも連携しながら、水域の適正な利用を促進する必要がある。また、沈船の撤去を進める必要がある。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶等が流出し二次災害を発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。
- 総合防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 林野海岸施設の点検・機能強化と防潮林の整備箇所数 4海岸 (H25)

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。
- 警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との合同訓練の実施、信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。
(再掲)
- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。(再掲)
- 県営住宅集約化PFI事業を推進し、耐震化を完了させる必要がある。(再掲)
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、市町村をはじめとした関係機関と連携した取組を推進する必要がある。(再掲)

- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。（再掲）

（重要業績指標）

- ・ 木造住宅等の耐震化率 約 77%（H25）（※暫定値）
- ・ 民間建築物等の耐震化促進（補助制度創設） 10市町（H25）
- ・ 県営住宅の耐震化推進 92%（H25）
- ・ 老朽危険空き家・空き建築物の除却数 84戸（累計）（H25）
- ・ 緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率 51%（H25）

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・診断を実施し、補強の必要なため池については、順次整備を行う必要がある。また、ため池の整備には時間を要することから、決壊すると多大な影響を与えるため池については、「ため池ハザードマップ」を作成・公表しソフト対策を強化し、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。（再掲）
- 国と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。また、あわせて、土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の強化や住民への啓発等のソフト対策を組み合わせて実施していく必要がある。
- 大規模地震により決壊し下流の人家等に影響をあたえるリスクをなくするよう、ダム堤体の耐震性能照査を完了させる必要がある。
また、大規模災害時においても、治水上必要なダムの機能が保持されるよう、ダム管理施設の予防保全対策を推進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、住民へ迅速に避難情報が出せるよう体制づくりを行う必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震診断の実施割合 50%（H25）
- ・ 土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設及び避難所の施設数
（全838施設） 269施設（H25）
- ・ 土砂災害に係る基礎調査の実施率 33%（H25）
- ・ ダム管理施設の改良箇所数（対象全4ダム） 1箇所（H25）
- ・ 長安口ダムの改造の促進 工事施工中（H25）
- ・ 土砂災害啓発マップの公表 0%（H25）
- ・ 祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の推進（善徳地すべり防止区域）
工事施工中（H25）
- ・ 吉野川水系直轄砂防事業の推進 工事施工中（H25）

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。
- 国においては、高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定が行われており、高圧ガス事業者は、改定後速やかに対策をとる必要がある。
- 総合防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する必要がある。（再掲）
- 県は、平時から化学物質や毒物・劇物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により、津波や地震による流出の防止を図る必要がある。また、事故発生を想定したマニュアルの整備を行う必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 化学物質や毒物・劇物の流出を想定したマニュアルの整備を促進（H25）

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能（土砂災害防止・洪水緩和）が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。（再掲）
- 管理の不十分な森林が拡大し、森林が有する重要な水資源及び県土の保全機能の低下が懸念されることから、平成26年4月に施行した「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき、森林の適正な管理・保全を促すとともに、公有林化や間伐等の森林整備を推進し、森林の荒廃を防ぐ必要がある。
- 林業・木材産業を活性化させることにより、森林の保全を図る必要があることから、平成25年4月には、「徳島県県産材利用促進条例」を施行するとともに、県産材の生産・消費量の倍増を目標とした「次世代林業プロジェクト」を推進しているところであり、今後も災害に強い健全な森林育成のため、県産材の利用を促進する必要がある。
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進し、防災力を強化する必要がある。
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

(重要業績指標)

- ・森林整備面積 4,534 ha (H25)
- ・県産材の生産量 292,000 m³ (H25)
- ・森林経営計画認定面積 15,929 ha (H25)
- ・保安林指定面積(累計) 96,124 ha (H25)
- ・「とくしま県版保安林」指定面積 0 ha (H25)
- ・多面的機能の維持・発揮のための共同活動実施地区面積 10,422 ha (H25)
- ・森林境界明確化面積実施率 32% (H25)

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 県内市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。
- 事前復興計画の策定の促進については、震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、市町村の事前復興計画の策定を促進する必要がある。
- 東日本大震災等を教訓に、国において「災害廃棄物対策指針」が策定されたことから、県及び市町村が一体となって災害廃棄物処理計画の見直しを図る必要がある。
- 特に、県においては、広域的な災害廃棄物等の処理や市町村から委託を受ける場合があることを念頭に置いて計画を策定する必要がある。
- 効果的な広域連携体制及び広域処理における災害廃棄物等の輸送手段としてダンプ等の交通路確保に加えて、海上輸送等についても検討する必要がある。
- 既存の処理施設(焼却施設、破碎機等)だけでは、災害廃棄物等の処理に長期間を要することから、仮設焼却炉の設置等についても検討する必要がある。
- 市町村においては、県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、ストックヤードの候補地の選定を促進する必要がある。

(重要業績指標)

- ・「災害廃棄物処理計画」の策定市町村数 0 (H25)

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 各種建設関係団体と災害時支援協定を締結しており、災害時に有効に機能するよう訓練を通じて実行性を高める必要がある。また、建設企業におけるBCP策定についても、建設業BCP認定制度により継続して促進するとともに、認定したBCPをよ

り一層実効性のあるものとするための支援を行う必要がある。

- 道路啓開等にあたっては、国等との情報共有を図り、限られた資源を有効かつ効率的に活用するための体制を構築する必要がある。
- 建設産業における高齢化、若年入職者の減少により、担い手不足及び技術の伝承・継続が課題となっており、建設業界団体と行政とが連携して、担い手確保・育成のための就労環境の改善に取り組む必要がある。
- 県技術職員OBからなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力を得て、国から派遣されるTEC-FORCEへの協力や市町村への支援ができる体制づくりを検討する必要がある。

(重要業績指標)

- ・建設業BCPの認定企業数 99社(H24)

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 警察・消防機能の大幅な低下を回避するため、施設等の整備を進めるとともに、警察や消防の緊急車両が被災後に使用できない事態を招かないよう対策を検討する必要がある。
- 警察災害派遣隊の訓練練度の向上のための訓練施設を整備する必要がある。また、L1規模の災害発生に備え、同隊の体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油手段の確保を図る必要がある。(再掲)
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。(再掲)
- 自主防災組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。
- 被災後、出来るだけ早く被災者が生活再建できるよう、市町村職員に対する「被災者生活再建支援制度」の研修を行い、能力の向上を図る必要がある。
- 被災者生活再建支援制度の充実については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実を働きかける必要がある。

(重要業績指標)

- ・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成 13市町村(H25)

8-4) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 東日本大震災で実証されたように、復旧復興は、災害に強い高規格道路を起点として行われており、また、発災後、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格

道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。(再掲)

- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の耐震化を図るとともに、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等の対策を推進する必要がある。(再掲)
- 「山陽新幹線のリダンダンシーの確保」や「多重型国土軸の形成」として、「四国新幹線」の整備を推進する必要がある。
- 各分野の関係機関・団体等における復興のための検討の促進については、高台移転などの「まちづくり計画」に係る概略検討を支援対象に追加するなど、事前復興計画策定モデル事業を拡充し、具体的なモデルとなる市町村を支援する必要がある。
- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要がある。地籍調査については、南海トラフ地震の津波浸水区域や集中豪雨などによる土砂災害が懸念される山間部において進捗が図られるよう予算を増額するなど支援を行っているが、平成25年度末で31.8%（全国平均50.5%）にとどまっており、さらに促進を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 78% (H25)
- ・ 地籍調査進捗率 31.8% (H25)
- ・ 四国横断自動車道(徳島JCT～徳島東間)の整備 調査設計中(H25)
- ・ 四国横断自動車道(徳島東～小松島間)の整備 用地買収中(H25)
- ・ 四国横断自動車道(小松島～阿南間)の整備 工事施工中(H25)
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路)の整備 調査設計中(H25)
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道(福井道路)の整備 調査設計中(H25)
- ・ 地域高規格道路阿南安芸自動車道(海部道路)の整備 調査中(H25)
牟岐～県境間(計画段階評価実施中)
- ・ 高松自動車道の4車線化 工事施工中(H25)
- ・ 四国新幹線実現に向けた取組を推進 シンポジウム開催(H26)
- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進(全59箇所) 8箇所(H25)
- ・ 旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進 工事施工中(H25)
- ・ 水門・樋門等の自動化・閉鎖率 38% (H25)
- ・ 重点整備河川の整備率 68% (H25)
- ・ 吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進 (省略)
- ・ 長安口ダムの改造の促進 工事施工中(H25)

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震等に伴う地盤沈下等による長期にわたる浸水対策としては、排水ポンプ車による浸水排除が効果的であることから、排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上に努める必要がある。
- 地震・津波等による浸水への対策を着実に推進するため、海岸堤防・河川堤防の耐

震化や防潮林の整備を引き続き推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ・林野海岸施設の点検・機能強化と防潮林の整備箇所数 4海岸 (H25)
- ・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進 8箇所 (H25)
- ・水門・樋門等の自動化・閉鎖率 38% (H25)
- ・旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進 工事施工中(H25)
- ・撫養港海岸の地震・津波対策の促進 工事施工中 (H25)

横断的分野の脆弱性評価結果

リスクコミュニケーション分野

- 県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び災害時要援護者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。
- 幼少期からの防災教育をはじめ、県民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、地域の防災リーダーをはじめとする防災を担う人材を育成する必要がある。
- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで、構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する必要がある。
- 災害発生時には、学校や社会教育施設が避難所となり、児童・生徒や地域の住民が非日常の避難生活を送らなければならないことから、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の絆を深める必要がある。
- 県立高校・中学校における「防災クラブ」の活動を通して、地域防災を担う人材を育成するための指導体制が必要である。

(重要業績指標)

- ・「防災クラブ」を設置する県立高校数 (全34校) 15校 (H25)
- ・防災士の資格を取得した県立学校教員数 0人 (H25)

長寿命化対策分野

- 「77万県民」の日々の「生活」や「社会経済活動」は、道路、河川、港湾といった「公共インフラ施設」や、学校、文化・スポーツ施設、行政庁舎などの「ハコモノ施設」で支えられており、県民がそれぞれの「夢と希望」の実現に向け、心豊かな暮らしを送るためには、「これら公共施設の安全・安心の確保」が不可欠であるが、県

はもとより、我が国全体において、高度成長期以降に集中的に建設された公共施設の老朽化が大きな課題となっている。

- こうした中、県では、橋梁やトンネルなどインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえた、「徳島県公共施設等総合管理計画」を策定することとしており、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。
- 本県においては、これまで「既存ストック有効活用先進県」として、「既存施設の思い切った用途転換」をはじめ、「民間資金やノウハウの積極的活用」、「多面的効果的な施設整備」など、「創意工夫を凝らした長寿命化への実践」を積み重ねてきており、老朽化対策を進めるに当たっては、単に修繕や改修などによって「機能維持」を図るだけでなく、いかに県民の新たなニーズに応える「付加価値」を高めることができるかを強く求めていくことが重要である。

研究開発分野

- 徳島県科学技術憲章の理念に則り、産官学の叡智を結集させ、防災に役立つ研究開発を進める必要がある。
- G空間プロジェクトとして、さらに各防災機関等の自律的災害対応や速やかな被災者支援を実現するため、様々な災害情報を地図上で可視化する高度利用に向けた取組を実施する必要がある。
- 国土保全に寄与するとともに、防災にも役立つ県産木材の活用方法の研究をさらに進める必要がある。

過疎対策分野

- 南海トラフの巨大地震等に備えた庁舎の耐震化や移転などには多額の財政需要が生じ、財政基盤の脆弱な過疎市町村においては、集中的な事業実施が財政に過大な影響を与えることが懸念されており、安定した財源の確保を図る必要がある。
- 過疎地域は、太陽光や風力、小水力などの自然エネルギーの宝庫であり、民間事業者が設置する自然エネルギー発電施設を誘致して地域の振興・産業の創出につなげていく必要がある。
- 中山間地の小規模な市町村をはじめとする過疎地域では、人口の減少と高齢化が進んで「限界集落」が増加しており、「限界集落」の再生を図っていくには、継続的な地域経済の循環を実現するとともに、多様な主体によるハード・ソフト両面からの幅広い対策が実施できる支援制度の継続と予算の充実を図ることが必要である。
- 過疎地域には、大規模災害発生時には、孤立する可能性のある集落が多数存在していることから、災害に強い通信手段を確保するためには、衛星携帯電話だけでなく、

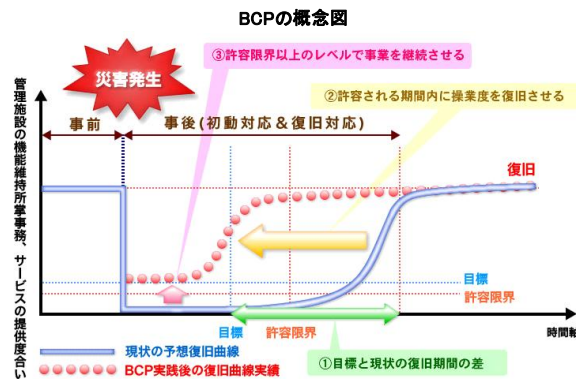
デジタル簡易無線とアマチュア無線など、特に山間部においては地域の状況に応じた通信網の整備を行う必要がある。

- 地域情報サービスを安定かつ継続して提供するためには、大規模な基盤の改良、改修、更新が必要であり、財源の確保が大きな課題となっている。
- 医師の地域偏在、診療科偏在が問題となる中、医師の過疎地域における勤務に対する優遇措置等が不十分であるため、過疎地域の医師不足が深刻化しており、過疎地域における医療の維持・充実に資するため、予算面や制度面での一層の配慮が必要である。

別紙 3 国土強靱化の推進方針における「BCP」

地域計画とは、どのような大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくり上げ、県民生活や地域社会、産業などを守るために策定する計画である。

一方、BCPとは、企業が自然災害、事故などの予期せぬ緊急事態に遭遇した場合に、重要業務に対する被害を最小限にとどめ、最低限の事業活動を継続しながら、早期復旧を行うために事前に策定する行動計画である。



「強靱な地域」をつくるためには、家庭や企業、行政それぞれが大規模自然災害に備え、BCPを策定することが非常に有効であり重要である。

このため、地域計画の様々なプログラムの推進方針の中に、BCPの策定やそれを支援するための施策を盛り込んでいる。これを整理すると次のようになる。

プログラム名	BCPの内容	推進方針	重要業績指標と目標値
1-1 建築物の大規模倒壊等や火災による死傷者の発生	F C P (家族継続計画)	F C Pの普及を推進することにより、自助力を強化する	————
1-7 多数の災害関連死の発生	医療機関BCP	BCPを状況に応じて適宜見直し、災害医療提供体制の一層の充実強化を図る	————
	社会福祉施設BCP	被災時の迅速な事業復旧を可能とし、利用者への影響を最小限に抑える	
2-1 被災地での生命に関わる物資供給の長期停止	物流企業BCP	BCPの策定により物流調達・供給体制を構築するとともに、訓練により実効性を高める	————
2-6 医療施設等の絶対的不足、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺	医療機関BCP (再掲)	BCPを状況に応じて適宜見直し、災害医療提供体制の一層の充実強化を図る	————
2-7 被災地における感染症等の大規模発生	下水道BCP	衛生面の悪化を防止するため、関係市町村におけるBCPの策定を促進する	策定率 H28 100%
3-3 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全	国・県・市町村BCP	県内の各行政機関がBCPを策定し、それに基づく訓練を定期的実施する	策定市町村数 H27 24市町村
4-1 テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が届かない事態	放送業界BCP	BCPを策定し、関係機関と連携した訓練等を実施することによりテレビ・ラジオ放送の中断を防止する	————
5-1 サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下	企業BCP	BCPの策定の取組を促進。サプライチェーンを構成する企業間における取組も促進	BCP認定企業数 H30 15企業
5-4 金融サービスの機能停止	金融機関BCP	BCP策定について取組を促進する	————
5-5 食料等の安定供給の停滞	農業版BCP	農業版BCPについて、実地訓練等により実効性の向上を図る。 安定した食料等の供給を行うため、農業協同組合など関係団体のBCPの策定を促進	————
	農業協同組合・漁業協同組合など関係団体のBCP		
6-1 電力供給や石油・LPガスサプライチェーン機能の停止	企業局BCP	県営水力発電所等は、災害対応力の強化に向けBCPを策定し、体制等の充実を図る	————
6-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止	下水道BCP (再掲)	汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、関係市町村のBCP策定を促進する	策定率 (再掲) H28 100%
6-4 陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態	港湾BCP	港湾施設の多発同時被災による能力不足等への対応を図るため重要港湾BCPを策定する	港湾BCP 2港
8-2 復旧・復興を担う人材等の不足	建設業BCP	建設業BCP認定制度によりBCP策定を促進するとともに認定企業の継続更新に向けた取組を推進する	認定企業数 H30 120社

別紙4 重要業績指標一覧

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災			
重要業績指標	現況	目標	P
・木造住宅等の耐震化率	約77% (H25) (※暫定値)	100% (H32)	16
・民間建築物等の耐震化促進 (補助制度創設)	10市町 (H25)	15市町 (H30)	16
・学校施設の耐震化率 公立高等学校 公立小中学校	85% (H25)	100% (H27)	16
	97% (H25)	100% (H27)	16
・県立学校における避難所機能の整備率	53% (H25)	100% (H30)	16
・社会福祉施設の耐震化率	86.6% (H25)	92% (H30)	16
・災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	約73% (H25)	100% (H30)	16
・県営住宅の耐震化推進	92% (H25)	100% (H27)	16
・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成	13市町村 (H25)	24市町村 (H30)	17
・防災士登録者数	832人 (H25)	1,500人 (H30)	17
・老朽危険空き家・空き建築物の除却数	84戸 (累計) (H25)	380戸 (累計) (H30)	17
・大規模盛土造成地の有無等の公表率	0% (H25)	100% (H30)	17
・LPガス放出防止装置設置率	約69% (H25)	100% (H28)	17
・徳島東部都市計画区域マスタープラン	基礎調査着手 (H25)	策定 (H29)	18
・市町都市計画マスタープラン策定 (都市計画区域のある市町 7市7町)	6市6町 (H25)	7市7町 (H29)	18
・消防救急無線のデジタル化整備済団体	7.7% (H25)	100% (H27)	18
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率	78% (H25)	86% (H30)	18
・無電柱化した道路延長	11km (H25)	11.8km (H30)	18

1-3) 広域にわたる大規模津波等による死者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・津波避難計画策定率 (対象10市町)	90% (H25)	100% (H26)	19
・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成 (再掲)	13市町村 (H25)	24市町村 (H30)	19
・防災士登録者数 (再掲)	832人 (H25)	1,500人 (H30)	19
・津波ハザードマップ作成・配布及び防災訓練実施率 (対象10市町)	10% (H25)	100% (H26)	19
・道路利用者等への海拔情報の周知 (全300箇所)	194箇所 (H25)	300箇所 (H28)	19
・BCP認定企業数	0企業 (H25)	15企業 (H30)	19
・避難行動要支援者名簿作成市町村数	0市町村 (H25)	24市町村 (H30)	19
・がけ地の保全に合わせた避難場所等の整備	29箇所 (H25)	60箇所 (H30)	20
・津波避難困難地域解消のための計画策定率 (対象8市町)	37.5% (H26)	100% (H30)	20
・都市公園施設の耐震化	93.8% (H25)	100% (H26)	20
・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進 (全59箇所)	8箇所 (H25)	21箇所 (H30)	20
・撫養港海岸の地震・津波対策の促進	工事施工中 (H25)	完成 (H28)	20
・旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	20
・水門・樋門等の自動化・閉鎖率	38% (H25)	46% (H30)	20
・林野4海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備		毎年度実施	20
・海部病院改築工事	着手 (H25)	完成 (H28)	21
・一般国道55号牟岐バイパスの整備	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	21
・鉄道高架事業の推進	調査設計中 (H25)	用地買収中 (H30)	21
・老朽危険空き家・空き建築物の除却数 (再掲)	84戸 (累計) (H25)	380戸 (累計) (H30)	21

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水			
重要業績指標	現況	目標	P
・重点整備河川の整備率	68% (H25)	78% (H30)	22
・吉野川勝命地区の整備	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	22
・吉野川脇町第一地区の整備	工事施工中 (H25)	完成 (H28)	22
・吉野川加茂第二地区の整備	用地買収中 (H25)	工事促進中 (H30)	22
・旧吉野川の整備	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	22
・那賀川深瀬地区の整備	工事施工中 (H25)	完成 (H27)	22
・那賀川加茂地区の整備	調査設計中 (H26)	工事促進中 (H30)	22
・長安口ダムの改造の促進	工事施工中 (H25)	完成 (H30)	22
・内水ハザードマップの作成率	67% (H25)	100% (H30)	23
・洪水ハザードマップの作成率	90% (H25)	100% (H30)	23
・タイムラインを策定した市町村数	0市町村 (H25)	24市町村 (H30)	23

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり、県土の脆弱性が高まる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設及び避難所の施設数（全838施設）	269施設 (H25)	305施設 (H30)	23
・周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数	716集落 (H25)	726集落 (H30)	23
・祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の促進（善徳地すべり防止区域）	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	23
・吉野川水系直轄砂防事業の促進	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	23
・祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	23
・穴吹川地区の直轄地すべり防止事業の促進	工事施工中 (H25)	完成 (H27)	23
・阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進	工事施工中 (H25)	完成 (H29)	23
・穴吹川地区の直轄治山事業の促進	工事施工中 (H25)	完成 (H27)	23
・森林経営計画認定面積	15,929ha (H25)	60,000ha (H30)	24
・森林境界明確化面積実施率	32% (H25)	50% (H30)	24
・森林整備面積	4,534ha (H25)	27,000ha (H30)	24
・県産材の生産量	292,000m ³ (H25)	420,000m ³ (H30)	24
・土砂災害に係る基礎調査の実施率	33% (H25)	100% (H28)	24
・土砂災害啓発マップの公表	0% (H25)	100% (H29)	24
・決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップを作成した割合	15% (H25)	75% (H30)	24

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・Lアラート導入事業者数	0事業者 (H25)	5事業者 (H30)	25
・ネット事業者等との連携	1事業者 (H25)	3事業者 (H30)	25
・避難行動要支援者名簿作成市町村数（再掲）	0市町村 (H25)	24市町村 (H30)	26

1-7) 多数の災害関連死の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率（再掲）	約73% (H25)	100% (H30)	26
・「災害時情報共有システム」加入医療機関数	113機関 (H25)	1,174機関 (H30)	27
・DMAT（災害派遣医療チーム）の養成数	21チーム (H25)	27チーム (H30)	27
・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の養成数	0チーム (H25)	19チーム (H30)	27
・避難所運営リーダー養成数	0人 (H25)	150人 (H30)	28
・福祉避難所の指定数	106箇所 (H25)	120箇所 (H30)	28

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止			
2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・西部健康防災公園の整備	基本構想策定 (H26)	整備中 (H30)	30
・重要給水施設管路の耐震化率	29% (H24)	34% (H30)	30
・四国横断自動車道 (徳島JCT~徳島東間) の整備	調査設計中 (H25)	供用 (H31)	31
・四国横断自動車道 (徳島東~小松島間) の整備	用地買収中 (H25)	工事促進中 (H30)	31
・四国横断自動車道 (小松島~阿南間) の整備	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	31
・地域高規格道路阿南安芸自動車道 (桑野道路) の整備	調査設計中 (H25)	事業促進中 (H30)	31
・地域高規格道路阿南安芸自動車道 (福井道路) の整備	調査設計中 (H25)	事業促進中 (H30)	31
・地域高規格道路阿南安芸自動車道 (海部道路) の整備	調査中 (H25) 牟岐~県境間 (計画段階評価実施中)	事業促進中 (H30)	31
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率 (再掲)	78% (H25)	86% (H30)	31
・無電柱化した道路延長 (再掲)	11km (H25)	11.8km (H30)	31
・緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長	17km (H25)	25km (H30)	31
・海上輸送拠点港 (港湾) に必要な耐震強化岸壁 (5バース) の整備	4バース (H25)	5バース (H26)	31
・徳島小松島港沖洲 (外) 地区複合一貫輸送ターミナルの整備	工事施工中 (H25)	供用 (H27)	31
・徳島小松島港沖洲 (外) 地区の防波堤の延伸整備	調査設計中 (H26)	完成 (H29)	31
・緊急輸送道路の斜面对策の整備済箇所数 (全583箇所)	138箇所 (H25)	163箇所 (H30)	32
・生命線道路の強化率	47% (H25)	80% (H30)	32
・緊急輸送道路等の倒木対策	倒木対策協議会等設置 (H26)	毎年度実施	32
・祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の促進 (善徳地すべり防止区域) (再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	32
・吉野川水系直轄砂防事業の促進 (再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	32
・祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進 (再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	32
・穴吹川地区の直轄地すべり防止事業の促進 (再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H27)	32
・阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進 (再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H29)	32
・穴吹川地区の直轄治山事業の促進 (再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H27)	32
・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進 (全59箇所) (再掲)	8箇所 (H25)	21箇所 (H30)	32
・撫養港海岸の地震・津波対策の促進 (再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H28)	32
・旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進 (再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	32
・水門・樋門等の自動化・閉鎖率 (再掲)	38% (H25)	46% (H30)	32
・林野4海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備 (再掲)		毎年度実施	32
・重点整備河川の整備率 (再掲)	68% (H25)	78% (H30)	32
・吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進 (再掲)	省略	省略	32
・長安口ダムの改造の促進 (再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H30)	32
・新たに整備するヘリポートの整備数	9箇所 (H25)	24箇所 (H30)	33

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			
2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
重要業績指標	現況	目標	P
・西部健康防災公園の整備 (再掲)	基本構想策定 (H26)	整備中 (H30)	34
・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数	21箇所 (H25)	100箇所 (H30)	34

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足			
重要業績指標	現況	目標	P
・「道の駅」防災拠点整備数(全10箇所)	0箇所(H25)	10箇所(H30)	35
・四国横断自動車道(徳島JCT~阿南間)及び地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路~海部道路)の整備(再掲)	省略	省略	36
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率(再掲)	78%(H25)	86%(H30)	36
・無電柱化した道路延長(再掲)	11km(H25)	11.8km(H30)	36
・緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率	51%(H25)	72%(H30)	36

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率(再掲)	約73%(H25)	100%(H30)	36
・「災害時情報共有システム」加入医療機関数(再掲)	113機関(H25)	1,174機関(H30)	37
・DMAT(災害派遣医療チーム)の養成数(再掲)	21チーム(H25)	27チーム(H30)	37
・DPAT(災害派遣精神医療チーム)の養成数(再掲)	0チーム(H25)	19チーム(H30)	37
・四国横断自動車道(徳島JCT~阿南間)及び地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路~海部道路)の整備(再掲)	省略	省略	37
・被災時の避難場所における感染症による死亡者発生の防止「とくしま災害感染症専門チーム」研修会・訓練の実施	実施(H26)	継続して実施	38
・重要な管渠の地震対策実施率	62%(H25)	70%(H30)	38
・下水道BCP策定率	20%(H25)	100%(H28)	38

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化			
3-2) 信号機の全面停止等による重大事故の多発			
3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全			
重要業績指標	現況	目標	P
・防災拠点等となる県有施設の耐震化率	86.2%(H25)	100%(H27)	40
・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数(再掲)	21箇所(H25)	100箇所(H30)	40
・市町村BCP策定数	5市町村(H25)	24市町村(H27)	41
・緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率(再掲)	51%(H25)	72%(H30)	42

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			
4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・徳島県危機管理総合調整会議の開催		毎年度開催	44
・総合防災訓練、図上訓練の実施		毎年度実施	44

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下			
5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			
5-4) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・BCP認定企業数(再掲)	0企業(H25)	15企業(H30)	45
・徳島県危機管理総合調整会議の開催(再掲)		毎年度開催	45
・ライフライン事業者参加の総合防災訓練の実施		毎年度実施	45
・四国横断自動車道(徳島JCT~阿南間)及び地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路~海部道路)の整備(再掲)	省略	省略	46
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率(再掲)	78%(H25)	86%(H30)	46
・海上輸送拠点港(港湾)に必要な耐震強化岸壁(5バース)の整備(再掲)	4バース(H25)	5バース(H26)	46
・徳島小松島港沖洲(外)地区複合一貫輸送ターミナルの整備(再掲)	工事施工中(H25)	供用(H27)	46
・徳島小松島港沖洲(外)地区の防波堤の延伸整備(再掲)	調査設計中(H26)	完成(H29)	46
・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進(全59箇所)(再掲)	8箇所(H25)	21箇所(H30)	46
・撫養港海岸の地震・津波対策の促進(再掲)	工事施工中(H25)	完成(H28)	46
・旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進(再掲)	工事施工中(H25)	工事促進中(H30)	46
・水門・樋門等の自動化・閉鎖率(再掲)	38%(H25)	46%(H30)	46
・林野4海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備(再掲)		毎年度実施	46
・重点整備河川の整備率(再掲)	68%(H25)	78%(H30)	46
・吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進(再掲)	省略	省略	46
・長安ロダムの改造の促進(再掲)	工事施工中(H25)	完成(H30)	46
・祖谷川流域の地すべり対策事業の促進(善徳地すべり防止区域)(再掲)	工事施工中(H25)	工事促進中(H30)	46
・吉野川水系直轄砂防事業の促進(再掲)	工事施工中(H25)	工事促進中(H30)	46
・祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進(再掲)	工事施工中(H25)	工事促進中(H30)	46
・穴吹川地区の直轄地すべり防止事業の促進(再掲)	工事施工中(H25)	完成(H27)	46
・阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進(再掲)	工事施工中(H25)	完成(H29)	46
・穴吹川地区の直轄治山事業の促進(再掲)	工事施工中(H25)	完成(H27)	46

5-5) 食料等の安定供給の停滞			
重要業績指標	現況	目標	P
・国営総合農地防災事業による基幹用水路の整備延長	66km(H25)	73km(H30)	47
・四国横断自動車道(徳島JCT~阿南間)及び地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路~海部道路)の整備(再掲)	省略	省略	48
・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進(全59箇所)(再掲)	8箇所(H25)	21箇所(H30)	48
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率(再掲)	78%(H25)	86%(H30)	48
・緊急輸送道路の斜面对策の整備済箇所数(全583箇所)(再掲)	138箇所(H25)	163箇所(H30)	48
・海上輸送拠点港(港湾)に必要な耐震強化岸壁(5バース)の整備(再掲)	4バース(H25)	5バース(H26)	48

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止			
6-2) 上水道、農・工業用水等の長期にわたる供給停止			
6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
重要業績指標	現況	目標	P
・発電施設の耐震化率	67%(H25)	93%(H30)	50
・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数(再掲)	21箇所(H25)	100箇所(H30)	50
・重要給水施設管路の耐震化率(再掲)	29%(H24)	34%(H30)	50
・工業用水道施設(管路を除く)の耐震化率	89%(H25)	100%(H30)	51
・優先度ランクが高い工業用水道管路(延長8.4km)の整備率	0%(H25)	40%(H30)	51
・重要な管渠の地震対策実施率(再掲)	62%(H25)	70%(H30)	51
・旧吉野川流域下水道幹線管渠の整備(全体計画4.1km)	24.3km(H25)	24.7km(H27)	51
・下水道BCP策定率(再掲)	20%(H25)	100%(H28)	51
・農業集落排水の機能強化対策地区数	8地区(H25)	13地区(H30)	51

6-4) 陸・海・空の交通ネットワークが分断する事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・一般国道32号猪ノ鼻道路の整備	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	52
・一般国道32号改築防災(大步危工区)の整備	調査設計中 (H25)	事業促進中 (H30)	52
・一般国道55号阿南道路の整備	工事施工中 (H25)	那賀川大橋周辺の4車線化完成 (H31)	52
・一般国道192号徳島南環状道路の整備	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	52
・緊急輸送道路における重点箇所の改良率	40% (H25)	70% (H30)	52
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率(再掲)	78% (H25)	86% (H30)	52
・無電柱化した道路延長(再掲)	1.1km (H25)	11.8km (H30)	52
・緊急輸送道路の斜面对策の整備済箇所数(全583箇所)(再掲)	138箇所 (H25)	163箇所 (H30)	52
・一般国道55号牟岐バイパスの整備(再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	52
・緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長(再掲)	1.7km (H25)	2.5km (H30)	53
・高松自動車道の4車線化	工事施工中 (H25)	完成 (H30)	53
・四国横断自動車道(徳島JCT~阿南間)及び地域高規格道路阿南芸安自動車道(桑野道路~海部道路)の整備(再掲)	省略	省略	53
・祖谷川流域の地すべり対策事業の促進(善徳地すべり防止区域)(再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	53
・吉野川水系直轄砂防事業の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	53
・祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	53
・穴吹川地区の直轄地すべり防止事業の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H27)	53
・阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H29)	53
・穴吹川地区の直轄治山事業の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H27)	53
・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進(全59箇所)(再掲)	8箇所 (H25)	21箇所 (H30)	53
・撫養港海岸の地震・津波対策の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H28)	53
・旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	53
・水門・樋門等の自動化・閉鎖率(再掲)	38% (H25)	46% (H30)	53
・林野4海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備(再掲)		毎年度実施	53
・重点整備河川の整備率(再掲)	68% (H25)	78% (H30)	53
・吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進(再掲)	省略	省略	53
・長安口ダムの改造の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H30)	53
・重要港湾(2港)の港湾BCP策定	1港 (H25)	2港 (H27)	54
・海上輸送拠点港(港湾)に必要な耐震強化岸壁(5バース)の整備(再掲)	4バース (H25)	5バース (H26)	54
・徳島小松島港沖洲(外)地区複合一貫輸送ターミナルの整備(再掲)	工事施工中 (H25)	供用 (H27)	54
・徳島小松島港沖洲(外)地区の防波堤の延伸整備(再掲)	調査設計中 (H26)	完成 (H29)	54

7-1) 市街地での大規模火災の発生			
7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生			
7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・県管理ダムの施設改良箇所数(対象全4ダム)	1箇所 (H25)	3箇所 (H30)	56
・長安口ダムの改造の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H30)	56
・決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震診断の実施割合	50% (H25)	100% (H30)	56
・河道閉塞対応訓練の実施		毎年度実施	56
・土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設及び避難所の施設数(全838施設)(再掲)	269施設 (H25)	305施設 (H30)	56
・祖谷川流域の地すべり対策事業の促進(善徳地すべり防止区域)(再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	56
・吉野川水系直轄砂防事業の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	56
・祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	工事促進中 (H30)	56
・穴吹川地区の直轄地すべり防止事業の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H27)	56
・阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H29)	56
・穴吹川地区の直轄治山事業の促進(再掲)	工事施工中 (H25)	完成 (H27)	56
・LPガス放出防止装置設置率(再掲)	約69% (H25)	100% (H28)	57
・石油コンビナート等事業者との総合防災訓練の実施		毎年度実施	57
・緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備率(再掲)	51% (H25)	72% (H30)	57
・化学物質や毒物・劇物の流出を想定したマニュアルの整備	整備を促進 (H25)	見直しを推進 (H30)	57

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
重要業績指標	現況	目標	P
・森林整備面積（再掲）	4,534ha（H25）	27,000ha（H30）	58
・森林経営計画認定面積（再掲）	15,929ha（H25）	60,000ha（H30）	58
・周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数（再掲）	716集落（H25）	726集落（H30）	58
・保安林指定面積（累計）	96,124ha（H25）	97,800ha（H30）	59
・「とくしま県版保安林」指定面積（累計）	0ha（H25）	250ha（H30）	59
・森林境界明確化面積実施率（再掲）	32%（H25）	50%（H30）	59
・県産材の生産量（再掲）	292,000m ³ （H25）	420,000m ³ （H30）	59
・多面的機能の維持・発揮のための共同活動実施地区面積	10,422ha（H25）	12,000ha（H30）	59

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
8-4) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲）	省略	省略	61
・高松自動車道の4車線化（再掲）	工事施工中（H25）	完成（H30）	61
・四国新幹線実現に向けた取組を推進	シンポジウム開催（H26）	継続して実施	61
・地籍調査進捗率	31.8%（H25）	37%（H30）	61
・「災害廃棄物処理計画」の策定市町村数	0市町村（H25）	24市町村（H28）	62
・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全59箇所）（再掲）	8箇所（H25）	21箇所（H30）	62
・撫養港海岸の地震・津波対策の促進（再掲）	工事施工中（H25）	完成（H28）	62
・旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進（再掲）	工事施工中（H25）	工事促進中（H30）	62
・水門・樋門等の自動化・閉鎖率（再掲）	38%（H25）	46%（H30）	62
・林野4海岸施設の点検・機能強化と防潮林の整備（再掲）		毎年度実施	62
・重点整備河川の整備率（再掲）	68%（H25）	78%（H30）	62
・吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進（再掲）	省略	省略	62
・長安口ダムの改造の促進（再掲）	工事施工中（H25）	完成（H30）	62
・「徳島県公共施設等総合管理計画」の策定		策定（H26）	62
・総合管理計画に基づく「全ての施設類型（17類型）毎の個別施設計画」をH31までに策定		策定（H31）	62
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率（再掲）	78%（H25）	86%（H30）	63

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・建設業BCPの認定企業数	99社（H24）	120社（H30）	64

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・市町村単位の自主防災組織連絡会の結成（再掲）	13市町村（H25）	24市町村（H30）	65

リスクコミュニケーション分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・「防災クラブ」を設置する県立高校数（全34校）	15校（H25）	全校（H27）	66
・防災士の資格を取得した県立学校教員数	0人（H25）	50人（H30）	66

長寿命化対策分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・「徳島県公共施設等総合管理計画」の策定（再掲）		策定（H26）	67
・総合管理計画に基づく「全ての施設類型（17類型）毎の個別施設計画」をH31までに策定（再掲）		策定（H31）	67

研究開発分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・災害時共有情報の提供数	12項目（H26）	25項目（H30）	68

別紙 5 徳島県国土強靱化地域計画策定検討委員会名簿

○委員

	氏名	役職名等	備考
1	荒木 光二郎	日本銀行徳島事務所長	
2	岩崎 啓二	徳島県市長会事務局長	
3	加藤 研二	阿南工業高等専門学校准教授	
4	川長 光男	徳島県町村会常務理事	
5	川原 哲博	一般社団法人 徳島県建設業協会会長	
6	小森 将晴	日本赤十字社徳島県支部事務局長	
7	近藤 光男	徳島大学大学院教授	委員長
8	近藤 美樹	徳島文理大学准教授	
9	阪根 健二	鳴門教育大学大学院教授	
10	中野 晋	徳島大学大学院教授	
11	永井 雅巳	徳島県立中央病院病院長	
12	長戸 正二	四国旅客鉄道(株) 総合企画本部担当部長	
13	根岸 徳美	NPO法人 とくしま山・すまい ・まちネット理事	
14	福島 明子	四国大学講師	
15	藤枝 正俊	西日本電信電話(株)徳島支店長	
16	守家 祥司	四国電力(株)徳島支店長	
17	矢野 幹雄	徳島県土地改良事業団体連合会 常務理事	
18	山本 紘一	徳島県中小企業団体中央会会長	

○エグゼクティブアドバイザー

	氏名	役職名等	備考
1	奥野 信宏	中京大学教授	
2	金田 義行	名古屋大学特任教授	

※50音順、敬称略